

The Chinese Great Proletarian Cultural Revolution
and the 21st century China

Toshiki Nakatsu

文化大革命と21世紀中国

ISS Contemporary Chinese Studies No.22

ISS Contemporary Chinese Studies

文化大革命と21世紀中国

中津俊樹 著



東京大学社会科学研究所 現代中国研究拠点
リサーチシリーズ No.22

文化大革命と21世紀中国

中津俊樹 著



表紙写真：天安門広場を行進する紅衛兵
写真出典：ゲッティイメージ

2022年3月刊行

はじめに なぜいま「文革研究」か？

「なぜ“今さら”、それを？」、「そのようなことをして、“何の意味”があるのか？」、「そんなものは、もう“過ぎたこと”ではないのか？」……。いずれも、これからある問題に取り組もうとしている人間に向かって面と向かって言うには、極めて辛辣な、場合によっては感情的な衝突さえ引き起こしかねない内容である。じつはこれらは全て、筆者が修士課程で「プロレタリア文化大革命（文革）」に関する研究を始めた頃の、周囲からの反応であった。

確かに、当時の時点で既に文革の発動から三十年、終了から二十年という歳月が流れ、かつ1980年末の「四人組裁判」と、1981年の中国共産党第十一期六中全会における「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」（「歴史決議」）により、中国が文革と「決別」したことを考えれば、あえて筆者が文革を研究対象として選んだことは「時代遅れ」、あるいは「過ぎたことを蒸し返す」かの感があったことは否めなかったであろう。加えて、1992年の鄧小平による「南巡講話」以降、中国が急速な経済成長期に入ると、中国全土が資本主義の波に洗われ、主要都市にはガラス張りの高層ビルが乱立しネオンが煌めくようになった。そこにはもはや、「資本主義の道を歩む実権派」の打倒を叫び、「走資派」を批判闘争にかける紅衛兵の姿もなければ、毛沢東の「最高指示」の発表に歓呼するデモ隊の列もなかった。多くの人にとって、経済成長の道を邁進し消費社会の恩恵を享受する1990年代後半以降の中国と文革の間に、何らかの連続性や影響の存在を見出すことは、容易なものではなくなっていたであろう。この意味においてもはや文革は「過去の遺物」であり、過ぎ去った出来事と見なされるのは、当然であった。そのように考えれば、筆者に向けられた上述の反応は何ら不

はじめに一なぜいま「文革研究」か？

思議なものではなかったであろう。加えて、文革と同時代に生きたわけでもなく、文革に個人的な思い入れがあるようにはみえない筆者が文革研究に取り組むことはそれ自体、不思議に見えたかもしれない。そのうえ、筆者が研究生活を始めたのが、現在と異なり現代中国研究を専門とする研究者が皆無に等しかった地元の国立大学という、およそ文革研究には似つかわしくない環境であったことも、先述の反応のひとつの要因となったのではないだろうか。

筆者のこのような状況はさておき、文革というテーマは筆者を含む現代中国研究者にとっての関心の対象であり続けた。やや大げさに言えば、現代中国研究者にとって文革は避けて通れない課題として存在し続けてきた、といえるかもしれない。ただ、中国における改革開放政策の進展に伴い、研究者の関心は中国において現在進行中の問題へとシフトし、文革への関心は相対的に低下していたように思われる。そして、現実との関連性を積極的に見出しがたいという点において、文革研究はその重要性を認識されつつも、実際には多くの研究者が積極的に取り組む課題ではなくなっていたのである。のみならず、それは現代を生きる若い世代の中国人にとっても同様だったようである。筆者は大学院在籍時に、文革研究についての自分なりの「突破口」を見出すべく悪戦苦闘する中で、仙台在住の中国人留学生達と雑談しながら文革に関する彼らの認識を聞き出すという、おそらくその時点で最も効果的と思われる「フィールドワーク」を行うことを思いついた。この「試み」は筆者が研究室を離れた後も続いた。その大半が「80后」「90后」に属し、改革開放政策のもたらした恩恵を享受してきた彼らとの対話を通じて分かったのは、この世代にとって文革とは教科書に出てきた、よく分からない「過去の話」であり、もはや関心の対象とはなっていないと

いう事実であった。祖父母や両親世代が経験したであろう困難の記憶は、彼らが共有するものではなかったのである。そして、「文革を研究する日本人」である筆者と、「文革を知らない世代の中国人」である彼らとの間には、筆者が用いた語句や概念を巡り「ジェネレーションギャップ」らしきものが生じることも少なくなかった。このような経験を通じ、筆者は文革が「過去のもの」になりつつあることを痛感したのである。それは筆者にとって、文革研究の意義を問われるに等しい状況であったともいえる。

しかし、考えてみれば、中国当局が公式見解として文革を「公式に」「否定」したからといって、その瞬間に文革という歴史の存在自体が消滅するわけではない。同様に、文革期に形成、蓄積された政治、社会等の各分野における影響が文革への「全面否定」という公式見解の表明により完全に断ち切られ、その後の中国における政治、社会の在り方に何らの影響をも及ぼさなくなった、と考えるのも現実離れた見方であろう。あるいは、「歴史決議」の提起以降、中国が公式的には文革否定という立場を堅持してきた点をもって、中国という社会全体が文革あるいは「文革的」なるもの、すなわち文革の影響を想起させる事物や価値観との徹底的な決別を社会の共通認識としてきたことの表れとみなすことも、やや単純化された理解といえるかもしれない。このように考えれば、「歴史決議」は文革という過去の歴史を巡る共産党の「立場表明」ではあっても、中国社会の各方面に様々な形で存在する文革の影響を消滅させ、将来におけるその継承の可能性を断ち切るという点において、積極的な役割を果たし得るものではなかった、ともいえよう。それにもかかわらず、「歴史決議」における文革評価はこのような問題に直接こたえることなく、ある意味で問答無用の形で定着していったのである。そして、文革研究も、「歴史決議」に沿う形で進められていっ

はじめに一なぜいま「文革研究」か？

た。それにより、文革全面否定は少なくとも公式的には中国社会での「常識」とでもいうべき位置付けを確保し、今日に至った。

しかし、「歴史決議」以降の中国におけるこのような動きは、党の「公式見解」を社会に定着させるという点では一定の「成果」を挙げつつも、社会全体が文革を「反思」すなわち深刻に顧みることを共通認識とし、かつその影響を取り除くという方向へ向かう、という点では、重要な変化をもたらす触媒とはなり得なかったようにみえる。それどころか、二十一世紀を迎えた中国においては、公式的には「否定」されたはずの文革が様々な場面で、形を変えて姿を現している。たとえば、薄熙来（元重慶市党委員会書記）が重慶で推進した「紅歌」運動や、対外的なナショナリズムを高揚する際に登場する毛沢東の肖像画、さらには中国各地に出現した「文革レストラン」（「文革＝十年の災難」と、これほどイメージがかけ離れたものもあるまい）の存在等からは、公式的には否定すべき「十年の内乱」とされた文革が中国社会において本当の意味では否定されていないばかりか、「文革的」なものがある種の「有用性」、さらにはそれに対する密かな「肯定」さえも伴って定着している姿さえ、垣間見ることが出来るのである。同様に、2015 年前後から紅衛兵世代の女性を中心に流行し一時は社会問題化した「広場舞」からは、「文革的」な思考・行動様式がこの世代に依然として大きな影響を及ぼしていることが見て取れるであろう⁽¹⁾。また、近年のコロナ禍のなかでは、当局の感染予防方針に従わないと見なされた人々が首からプラカードを下げた状態で街頭を行進させられるといった、文革さながらの事例も出現している⁽²⁾。

Perry, Link は、中国社会における文革の影響の周期的な出現を「文革の遺産の小さな波と大きな波」と呼んだが、21 世紀の中国において文革は再度、その存在感を増してきている

といえるであろう⁽³⁾。無論、それが全てではなく、一方では文革における事実に向き合い、「反思」すなわち文革に対する深刻な反省と思考を重ね、その「再現」を防ぐべく思索を続けてきた人々も、今日に至るまで多く存在している。それにも関わらず、このような人々の努力とその成果が文革に関する「共通認識」として社会に定着しているとは必ずしも言い難いのが、21世紀中国における現状であろう。そして、本書でも述べるように、2012年末に成立した習近平指導部は文革への親和性も相まって、文革評価の在り方を巡る「揺らぎ」のなかに自ら身を置いている状況にあるといえる。

このように、発動から半世紀以上を経た文革は「歴史」になるどころか、依然として中国にとっての「課題」として残されているのである。それは「歴史」としての文革に今日の中国がいかに向き合うか、という次元に留まらず、将来の中国の歩みを考える上でも無視できない意味を持つてくるであろう。ここに、21世紀の今日において文革研究を行うことの意義が存在している。加えて、2021年11月の中国共産党第十九期六中全会では「中国共産党中央の党の百年の奮闘の重大な成就と歴史的経験に関する決議（「中共中央關於党的百年奮闘重大成就和歴史經驗的決議）」、すなわち中国共産党にとっては三回目、そして文革終結後は二回目となる「歴史決議」が発表された。それにより、21世紀中国において文革が依然として大きな課題として残されていることが、改めて浮き彫りとなった。

このような点を踏まえながら、本書の題名でもある「文化大革命と21世紀中国」というテーマについて、筆者の関心の対象である紅衛兵を巡る問題を軸にしながら考えてゆきたいと思う。

2022年春 中津俊樹

◆目次◆

はじめに一なぜいま「文革研究」か？	1
第1章「極左派」紅衛兵批判を巡る考察—広東省「旗」派の事例	13
はじめに	13
Ⅰ 広州「一・二二奪権」と「旗」派批判の起源	18
Ⅱ 軍事管制導入後の状況と「旗」派に対する「極左」批判	23
1) 軍事管制を巡る状況	23
2) 「旗」派による軍管会への攻撃と「旗」派批判の論理	24
Ⅲ 「旗」派的「極左」の特質を巡って	27
Ⅳ 「極左」批判に見る「旗」派の意図	31
Ⅴ 広東省革命委員会の成立と「極左」批判	34
おわりに	38
第2章「極左派」紅衛兵の「極左思潮」について	
—革命委員会の成立を巡る動きを中心に—	40

はじめに	40
I 「コミューン」と革命委員会の起源	45
II 「パリ・コミューン型の全面選挙制」と「文化革命委員会」が内包していた問題	47
III 奪権闘争と「コミューン」、「革命委員会」を巡る問題	50
IV 「コミューン」と「極左派」紅衛兵	55
1) 湖南省「省無聯」と「中華人民公社」	57
2) 湖北省「決派」「揚子江評論」と「新思潮」	58
V 「省無聯」、「決派」と革命委員会	62
1) 「変革」の挫折がもたらした失望	62
2) 革命委員会との対決という選択	64
3) 党組織の在り方を巡って	67
VI 「極左派」の役割を巡って	69
1) 人民を「教育」する存在としての「省無聯」	69
2) 「決派」の「路線転換」が引き起こしたもの	73
おわりに	75

第3章 文化大革命初期の民間言説に見る「社会主義」認識について—紅衛兵と上書者の	
言説の対比において—	78
はじめに	78
I 文革以前の社会主義思想を巡る動向	82
II 文革期の民間言説に見る「社会主義」	83
1) 紅衛兵における思想的営為	83
2) 「上書者」の場合	87
III 1949年以降の政治、社会秩序形成と「社会主義」を巡って	91
1) 社会秩序の変革と「平等」への関心	91
2) 毛沢東的「社会主義」への疑念	94
3) 「コミュニオン」を巡って	98
4) 上書者と「客観規律性」「主観能動性」	101
5) 「客観規律性」に基づく政治・社会秩序の形成への関心	104
おわりに	108
第4章 紅衛兵世代における読書動向について—文化大革命以前を中心に—	112

はじめに	112
I 文革以前における書籍の出版動向	115
1) 文芸政策の目的と書籍の出版	115
2) 「黄皮書」「白皮書」と外国文学	117
II 紅衛兵世代における読書	124
1) 紅衛兵世代の読書環境	124
2) 幹部子弟が果たした役割	127
3) 学校における読書と討論を可能にしたもの	131
おわりに	132
第5章 「五十年」「四十年」そして「三十五年」—世界が見た「2016年」	136
はじめに	136
I 中国メディアと「2016年」	140
1) 文革五十周年と『人民日報』『環球時報』の動き	140
2) 「2016年5月17日午前零時」が意味するもの	141
II 海外メディアが見た「2016年」	143

1) 「バロメーター」としての文革評価	143
2) 共産党と「三十五年」	145
3) 「歴史決議」がもたらした限界	147
Ⅲ 一般市民へのまなざし	149
1) “文革否定”＝一般市民への“謝罪”？	149
2) 「被害者」としての一般市民	150
3) 「集団責任」という視点	151
Ⅳ 一般市民にとっての「三十五年」	154
おわりに	157

第6章 21世紀中国のインターネット空間における文化大革命再評価論の展開

一二つの「歴史決議」との関連において	159
はじめに	159
1) 共産党創設百周年と三回目の「歴史決議」	159
2) 「新左派」と文革再評価論	166
3) 「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論を巡って	167
4) 文革再評価論の「主戦場」としてのインターネット空間	169

I 鄧小平講話と「第二回歴史決議」の「修正」という可能性	173
1) 「第二回歴史決議」を巡る問題	173
2) 「第二回歴史決議」修正容認論に見る鄧小平の限界	175
II 鄧小平後における文革再評価論の萌芽	176
1) 共産党内「極左派」と文革再評価論の萌芽	176
2) 俞正声と習近平にみる「紅二代」指導者の文革再評価論	177
III 21世紀中国における「反第二回歴史決議系新左派」の文革再評価論	180
1) 「新左派」による文革再評価論の展開と「主戦場」としてのインターネット空間	180
2) 李慎明にみる「紅衛兵世代」の文革再評価論	181
a) 李慎明の文革再評価論と俞正声講話	182
b) 「第二回歴史決議」の継承と強化というロジック	183
c) 「戦略思想」の実践における“曲折の過程”と「継続革命論」	183
d) 「学費」としての文革	185
3) 「紅小兵世代」の文革再評価論	186
a) 張宏良と李彬の事例	186
b) 「毛派」における「反第二回歴史決議」とナショナリズムの結合	187
c) 李彬にみる“中国の自信”の回復と「二つの“否定できない”」論	189
d) “中国の自信”の回復と、回避された“不都合な”事実	190
4) 唐青釗にみる地方幹部の文革再評価論	192

a) 唐青釭における「二つの“否定できない”論」と「継続革命論」	192
b) 「第二回歴史決議」批判の突破口としての「継続革命論」	193
c) 「政治革命」と「煉獄」としての文革	194
IV 文革否定論への反駁と「痛み」を巡る問題	196
1) “克服”されるべき「個人的得失」	196
2) 「中国人」としての“正しさ”のバロメーター	198
おわりに	201
注	204
参考文献・資料	240
あとがき	248

第1章 「極左派」紅衛兵批判を巡る考察—広東省「旗」派の事例

はじめに

「極左派」紅衛兵という名称は既存の共産党・政府官僚機構の解体と、それに代わる直接民主制的体制としての「コミューン」型秩序の実現を文革の最終的到達点と位置付け、その実現を強硬に主張した組織に対して、中央文革小組等から向けられたものである。「極左派」紅衛兵はこのような方向性に加え、自身の目標と行動を絶対視したことの反動として、その活動や言説において他組織から「唯我独“革”」、「唯我独“左”」と揶揄されるほどの排他的性格を帯びることとなった。その典型的存在が、既存の共産党、政府官僚機構、人民解放軍の解体と、それに替わる直接民主制的政治・社会秩序の成立と全民武装の導入による「中華コミューン（中華人民公社）」の実現という主張を掲げ、成立を控えた湖南省革命委員会（1968年4月成立）との対決姿勢を打ち出したため、中央文革小組等から「極左派」として非難された「湖南省無産階級革命派大聯合委員会」（「省無聯」）である。このような背景もあり、「極左」あるいは「極左派」という概念は「省無聯」的な「コミューン」型秩序へのこだわりと結びつく形で、認識されてきた。結果的に、文革当時「極左派」として批判された組織はほとんどの場合、その主張の如何を問わず、ほぼ「省無聯」的な意味での「極左派」と同一のものとして、理解されるに至った。今日の文革研究においても、「極左派」を巡るこのような評価は大きく変わっていないように思われる。やや皮肉なことを言えば、中央文革小組等による「極左派」批判の論理やそれに関わる言説は21世紀の今日においてな

お、影響を残し続けているということになるであろう。

しかし、「極左派」として批判された紅衛兵組織の言説を改めて分析した場合、「コミュニオン」型秩序の実現に象徴される「省無聯」的な意味での「極左」的方向性を明確に示していないにもかかわらず、「極左派」として指弾された組織の存在も少なからず、確認出来るのである⁽¹⁾。「省無聯」的な「極左派」が「コミュニオン」型秩序の実現という目標と、その理論的支柱としての「極左思潮」に依拠して行動していたとするならば、「極左思潮」を行動の指針としない「極左派」は、行動や言説など表面的な部分において「極左派」の特徴を帯びていた組織ということになるであろう。この点から言えば、この種の組織は「省無聯」的な「極左派」とは似て非なるものと見なしうる。ただ、実際の文革の過程ではこのような区別がなされることは無く、「極左派」的行動を示した組織に対しては「省無聯」的な理念の有無の如何に関わらず、一律に「極左派」との非難がなされた。ここからは、「極左派」という語句が「省無聯」的な組織ないし主張への批判に留まらず、それとは無関係に、専ら造反派組織間での抗争や革命委員会と造反派組織の衝突の過程において、当事者の一方が他者に対する政治的優位の獲得を意図して用いられたことが窺える。この場合、「極左派」という批判はある組織の政治、社会変革理念とはほぼ無関係といえるであろう。

このように見た場合、文革当時用いられた「極左」ないし「極左派」という概念には、二つの性格が存在していたと見る事が出来るであろう。これら二つの「極左」のうち「コミュニオン」型秩序を志向した集団に関しては、先述の「省無聯」の事例を中心として研究が進んでいる⁽²⁾。それに対し、「省無聯」的な「コミュニオン」型秩序への志向性などを見出せないにも関わらず、その行動ゆえに「極左派」とされた集団についてはこれまで、必ずしも関

心の対象とはされてこなかった。その理由としては、前者には既存の政治、社会秩序に対する変革という明確な方向性が認められるのに対し、後者の場合は、彼等が各地の革命委員会などとの衝突を繰り返した結果として「極左派」として批判された事実は確認できる反面、具体的な主張については必ずしも明らかではないことが、挙げられるであろう。これらを踏まえた場合、「省無聯」的方向性を有さない「極左派」組織への言及が「存在事実」の確認の域を出なかったのは、やむを得ないといえる。

また、後者に向けられた「極左」批判は多くの場合、特定の組織による革命委員会への敵対的行為等がその根拠とされた。このような批判は革命委員会による、当該組織への圧迫の正当化を意図して展開されたものとみることができるであろう。この限りにおいて、この種の「極左」批判とは、批判の対象とされた組織の行動、言説における「極左思潮」の有無とは無関係の、政治的な烙印の域を出るものではなかったといえる。であるならば、そこに文革の過程で成立した権力機構への反対者に対して権力の側から向けられた批判のレトリック以上の意味を見出す事は、極めて難しいであろう。まさにそれゆえに、このような「極左」「極左派」批判は研究者の関心の対象となり得るものではなかったと考えられる。いわば、既存の政治、社会秩序の変革への志向性を有さないと考えられる組織と、この種の組織を巡る言説を研究対象としたとしても、そこに文革の過程における当事者間での非難の応酬という事実を上回る、何らかの積極的意義を見出すことが容易ではないことが、「省無聯」的方向性を有さない「極左派」が研究の対象として注目されてこなかった理由といえるであろう。同様に、革命委員会などが主導する「極左派」批判の性格を踏まえた場合、「極左派」批判を巡る言説の内容の信憑性そのものについても、懐疑が生じざるを得ない。これも、「極

左派」批判を巡る問題が必ずしも関心の対象とされてこなかった理由の一つと考えられる。

その一方、この種の「極左派」批判を巡る言説からは、ある組織が「極左派」とされるに至った経緯を不十分なながらも、再現することが可能であろう。たとえば、「極左派」批判を主導した側の論理に着目した場合、その内容が本質的に批判する側の自己正当化と「極左派」への批判に主眼を置いたものであるがゆえに、ある種の事実関係を巡る歪曲や誇張、ないしは論理のすり替え等がなされていることは、容易に想像できるであろう。当然ながら、これらは批判の対象とされた側にも共通するものといえる。両者の言説はいずれも、他者への批判と自己正当化の論理に基づいて展開されている点において、客観性の欠如という性格を免れるものではないといえる。その一方、この種の言説に内在する、文革という政治的、社会的背景に起因する言説の時代性を前提としつつも、その根底に存在する論理に着目した場合、ある組織が「極左」批判の対象にされるに至った経緯、さらには「極左」批判を主導した側の論理を見出すことは十分に可能であろうと思われる。同時に、「極左」批判の対象とされた側の言説にも着目することにより、ある地域における「極左派」批判を巡る経緯を巡る事実関係をある程度、再現し得るであろう。そして、それにより、本来は「省無聯」的方向性を有していなかった組織が「極左派」とされるに至る過程と、そこに内在する「極左派」批判を巡る論理が明らかになると考えられるのである。

そこで、本章ではこの問題について、広東省の造反派組織であった「旗」派の事例に着目し、検討する。武伝斌（中山大学生）らが率いる「旗」派は1967年1月、同地での奪権を主導して以降、ほぼ一貫して広州軍区、広東省軍事管制委員会（軍管会）との間で衝突を繰り返した。その後、1967年秋になるとそれまでの姿勢を一転させ、広州軍区および広東

省革命委員会準備小組との協調姿勢に転じた。それに反発する他の紅衛兵、造反派組織は「旗」派の行為を変節と見なした。その後、1968年2月に広東省革命委員会（省革委会）が成立すると、武伝斌が常務委員として指導部入りした。それにも関わらず、「旗」派はその直後から省革委会により「極左派」として非難されるに至った。

「旗」派に関しては比較的多くの先行研究が存在している。加々美光行（1985）は彼等の行動を「出身血統主義」への反発に着目し、検討している。また、Hong Yung Lee（1975）は「旗」派という名前こそ出さないものの、広東造反派の行動パターン等について検討した際、彼等の「出身」に着目している⁽³⁾。本章ではそれらの成果を踏まえつつ、改めて「旗」派の事例を取り上げる。その理由としては、第一に関係資料が比較的多く残されており、その行動を跡付ける事が可能である点、第二に、彼等が広州「一・二二奪権」（1967年1月）前後の時期から、同地の造反派の中心的存在として台頭していたにもかかわらず、先述の経緯を経て「極左」派として指弾されるに至った点が挙げられる。このような事例は、ある造反派組織が「極左」派とされる過程を検討する上で、極めて分かりやすいサンプルであると言える。第三に、「旗」派を巡っては、「地方主義者」と呼ばれた広東省指導部内の反中央的幹部グループとの繋がりも、認める事が出来る⁽⁴⁾。この動きは「省無聯」的な「極左」派の事例とは多少、異なるものであり、それ自体検討に値する事例であろう。しかし、この問題に関する研究はなされていないようである⁽⁵⁾。

そこで、本章では以上の問題に関して、第一に奪権後の各局面における「旗」派の行動と特徴、第二に「旗」派の奪権への他勢力からの批判と「旗」派の反論、第三に”「旗」派＝「極左」” という図式の形成過程に着目し考察を行う。併せて、「旗」派における「省無

連」的「コミュニン」理念の有無についても注目する。それにより、ある造反派組織が「極左」派とされるに至る過程を明らかにする事を、本章の目的とする⁽⁶⁾。

I 広州「一・二二奪権」と「旗」派批判の起源

はじめに、広東省での文革の展開と広州「一・二二奪権」の経緯について確認しておきたい⁽⁷⁾。広東では1966年8月下旬頃、「紅五類」（革命幹部・革命軍人・革命烈士・労働者・貧農下層中農）子弟を中心とし、広東省党委員会と広州軍区の支持を受けた保守派紅衛兵組織である「毛沢東主義紅衛兵」（「主義兵」）が出現した。「主義兵」はその成立当初から、趙紫陽（広東省党第一書記）ら広東省指導部の支持を受けていた。その後、非「紅五類」派の造反派紅衛兵組織として、武伝斌（中山大学学生）を指導者とする「中山大学紅旗公社」（「中大紅旗」）、「広州医学院紅旗公社」（「広医紅旗」）、高翔（華南工学院学生）を指導者とする「華南工学院紅旗公社」（華工紅旗）が相次いで結成された。この三つの組織は「広州紅旗」派と総称された。これが「旗」派である。「旗」派の指導者となったのは前出の武伝斌であった。また、同年10月には「紅衛兵広州第三司令部」（「広州三司」）が結成された。このグループにおいて中心的役割を果たしたのは、前出の「華工紅旗」であった。「旗」派は結成直後から「清華大学井冈山兵团」、北京航空学院「紅旗」などが加わる北京の造反派紅衛兵組織「首都三司」の支持を受け、広東省党委員会、広州市党委員会、中南局との衝突を繰り返した。それに対し、省党委員会側は「主義兵」等の保守系組織を動員し「旗」派を弾圧した。しかし、1966年秋に中央文革小組が既存の党・行政機構内部の「ブルジョワ反動路線」への批判を開始し、それに呼応する形で造反派紅衛兵が党行政機構への攻撃を本格化させ

ると、「旗」派に有利な局面が出現した。広東における文革の主導権が「主義兵」から「旗」派へ移動する状況が明らかになるに伴い、趙紫陽は同年末頃の段階で従来の「主義兵」支持の立場を変え、「旗」派への全面支持へと舵を切ったようである。

1967年に入ると、「旗」派は奪権への動きを本格化させた。その背景には、同年1月初旬における陶铸（中央宣伝部長中央文革小組顧問）の失脚が影響を及ぼしていた。「旗」派は陶铸失脚の直後、中央文革小組の王力らに加え、中南局内部の造反派組織「中南局直屬機關革命幹部連絡総部」の幹部であった閔一帆（「中南局革命造反派連絡総部」成員、中南局幹部）らの支持を受け、北京航空学院「紅旗」等の外地紅衛兵と連携し奪権準備を進めた。その際、「旗」派と「広州三司」等の地元組織との間に奪権の方向性を巡り、対立が生じた⁽⁸⁾。結局「広州三司」等は奪権に加わらず、中央の造反派組織の支持を受けた「旗」派が1967年1月22日、省党委員会広州市公安局広東省公安庁への奪権を執行した。

「旗」派は奪権直後、趙紫陽、林李明（同省党委員会書記）に対し、奪権後も趙らが従来通りの職務を継続出来るとの言質を与えた⁽⁹⁾。趙も「旗」派の提案を積極的に受け入れる姿勢を示した。「旗」派によるこのような提案の背景には自派の実務能力を巡る現実的な認識に加え、1966年末の段階に趙紫陽が「旗」派への支持を打ち出したことが影響を及ぼしていたことは、間違いないであろう。「旗」派の提案に対しては、文革以前に地方政策を巡って趙紫陽ら親中央系指導者と対立し「地方主義者」として批判された前歴のある尹林平（同省党委員会書記）が反発したが、最終的には「旗」派支持を決めた趙、林等に押し切られている⁽¹⁰⁾。ここに「旗」派は趙らの支持を獲得し、奪権以前の省党政機構を取り込む形で「広東省革命造反派連合委員会」（略称「省革連」）を結成した。

「一・二二奪権」を巡るこれらの事実からは、「旗」派が第一到北京の造反派紅衛兵組織や王力ら中央文革小組内部の「極左」的指導者の支持を背景に、中央との連携を密にして奪権を進め、第二に奪権前後の段階で、省党委員会の一部指導者とも何らかの形で関係を結び第三に最終段階では、現地造反派との連携を実現せずに、ある意味で一方向的に広東造反派の代表としてふるまうことにより奪権を進めたことが、明らかになるであろう。

当然のことながら、「広州三司」等の現地造反派からは「一・二二奪権」を巡る「旗」派の動きに対する不満が噴出した。その内容は、概ね次のようなものであった。「広州三司」は、「旗」派の奪権が外地紅衛兵との連携により行われた点について、奪権とそれに続く「省革連」の成立は「名称は広東省の造反派組織の大連合のように見えるが、実際是北京航空学院「紅旗」ハルビン軍事工程学院「紅色造反者」等が勝手にやったもの」に過ぎないと批判し、更に同組織内での広東造反派と外地組織の構成も「八対九」であったとの事実を挙げ、現地組織が奪権の主導権を掌握できなかったことへの不満を示した⁽¹¹⁾。また、奪権を巡る趙紫陽らと「旗」派の関係についても、奪権自体が趙から「公印を奪っただけの」「讓権」であるとして、全く評価しない立場を鮮明にした⁽¹²⁾。同様に、奪権に関する省党委員会の説明に関しても、「趙紫陽に責任逃れをさせ、煙幕を張り、革命群衆が彼等を暴かないようにしている」ものに過ぎないと厳しく批判した⁽¹³⁾。ここからは、「広州三司」等が「旗」派により「一・二二奪権」から排除されたことに対して不満を抱いていただけでなく、奪権を巡る「旗」派の行動を事実上、旧権力を事実上保護したに等しいものと見なしていたことが明らかになるであろう⁽¹⁴⁾。いわば、「広州三司」等にとっては、「一・二二奪権」はその前段階から実行に至るまでの全てにおいて「奪権」の名に値するものではなかったのである。

以上の点からは、この段階での「広州三司」等による「旗」派批判の論理が奪権の手法、特に「旗」派が中央との連携を重視する反面、第一に、現地組織に対する軽視ないし排除ととられかねない行動をとったことと、第二に、奪権の対象であるはずの既存の党組織及び少数の指導者と事前に連携して奪権を進めたことに対する不満を軸として形成され、展開されたことが明らかになる。ここに存在しているのは、「旗」派の奪権が現地組織との協力ではなく、恐らく計画段階から中央の指導下で展開され、なおかつ既存の党・行政機構を事実上温存させたこと、換言すれば奪権の形を取りながらも実際には既存の権力構造を護った点において極めて「保守的」であり、奪権というには程遠いものであったとする論理である。

それに対し「旗」派は「広州三司」等が問題にした「省革連」成立の経緯と「監督形式」の奪権について、「奪権の目的は、広東が趙紫陽らの“独立王国”となった状態を解消すること」⁽¹⁵⁾にあったとして、一連の行為を正当化した。だが、「旗」派の奪権の目的が趙紫陽の“独立王国”の解消にあったという論理は、彼等が他ならぬ“独立王国”を形成した張本人であるはずの趙紫陽らと連携し、奪権を実行した理由を説明し得るものではなく、著しく説得力を欠くものであった。

では、なぜ彼等はこのような行動をとったのであろうか。ここで、先述の尹林平らに代表される「地方主義者」の存在が、重要な意味を持つてくると思われる。奪権により省党委員会の権力が空白状態に陥った場合、趙紫陽ら親中央系幹部に代わり「地方主義者」が巻き返しを図る状況は、想定不可能ではなかったと思われる。「地方主義者」という存在とその主張について「旗」派がこの段階でいかなる認識を持っていたかは定かではないが、奪権を自派と趙紫陽らの方向性に沿う形で展開することを最優先課題とする場合、「旗」派にとって

は「地方主義者」の主張の是非は問題にならなかったであろう。「旗」派からみて、彼等は奪権に対する阻害要因以外のものではなかったといえる。換言すれば、「旗」派が中央文革小組や「首都三司」の支持を受けて中央主導の奪権を目指すと共に、その前後に恐らく趙紫陽とも何らかの関係を結んでいた点を踏まえた場合、「地方主義者」の台頭は「旗」派、さらには趙紫陽らの奪権計画を乱すものとなったはずである。いわば、「旗」派にとって「地方主義者」の台頭という可能性はその主張の是非如何と何ら関わりなく、容認すべからざるものであったといえる。「旗」派にとって、このような局面の出現を回避する方法は、現地組織の関与を極力排除することによって、「地方主義者」が何らかの形で奪権の過程に影響を及ぼす可能性をなくすことだったと考えられる。その上で中央主導の奪権を実行し、奪権後の権力を省委員会内部の親中央派すなわち趙紫陽らに委ねることが、「旗」派自身の利害とも合致する方法だったのではないだろうか。実際に、「旗」派が中央文革小組の王力ら「極左派」、閔一帆らの「中南局連絡総部」、さらに趙紫陽らと連携して奪権を進めると同時に、その過程に現地組織が事実上関与できなかったことは、結果的に「地方主義者」の台頭という可能性を阻止することに繋がったといえる。

一方でそれは、既存の党権力と官僚機構の維持を大前提とし、中央と結び付いた少数奪権として具体化されざるを得なかった。後に「極左」とされた「旗」派は、既存の権力構造や中央集権体制自体を攻撃対象とはせず、むしろその枠内で奪権を進めようとした点においては、破壊的どころか保守的でした。こうして、「旗」派の奪権は不徹底なものとなされるのである⁽¹⁶⁾。

II 軍事管制導入後の状況と「旗」派に対する「極左」批判

1) 軍事管制を巡る状況

1967年1月23日すなわち広東での奪権の翌日、中央は人民解放軍に対し文革への介入を命じた。広東では、反「旗」派組織を取り込むことにより「旗」派主導の「省革連」に対する弾圧を本格化させた広州軍区と、中央文革小組内部の「極左」派や先述の閔一帆ら中南局の造反派、加えて広州軍区内部の造反派と連携し軍区との対決姿勢を打ち出した「旗」派との間で、激しい衝突が頻発した。同年2月には「省革連」が崩壊し、翌3月に広東省軍事管制委員会（主任：黄永勝・広州軍区司令員。以下、軍管会）が成立した。この動きに対し、軍管会寄りの組織、すなわち事実上の反「旗」派系組織は軍事管制を「三月の東風」と称してそれを支持した。これ以降、親軍管会的立場の組織は「東風派」と称されることとなった。それに対して、「旗」派は軍事管制を「三月の黒風」として非難し軍管会との対決姿勢を強めたため、親軍管会的な組織により「黒風派」と呼ばれた。両者の衝突は同年7月の「武漢七・二〇事件」とそれに続く「軍内の走資派」への全国規模での奪権運動の過程でピークに達した。「旗」派に関わる中央の動向としては同年夏、「軍内の一握りの走資派」への攻撃を呼びかけた中央文革小組の王力らが毛沢東の怒りを買って、失脚に追い込まれることとなった⁽¹⁷⁾。これと前後して、北京では「極左派」組織とされた「五・一六兵団」が摘発された。更に、この直後には毛沢東が華中・華南を視察し、その際に各地での造反派組織の対立を終息させる手段として、各派が「大連合」を実行する事を呼びかけると同時に、一部の群衆組織が「無政府主義の影響を受けている」との批判を行った⁽¹⁸⁾。このような情勢は、各地で軍

区や軍管会との衝突や対立組織との武闘を続ける紅衛兵組織にとって、不利なものであった。当然、「旗」派もその例外ではなかった。

2) 「旗」派による軍管会への攻撃と「旗」派批判の論理

広東ではこの時期、「旗」派は前出の関一帆ら中南局造反派幹部の支持を受け、「広州批陶連絡委員会」（以下「批陶連委」）「紅警司」を結成し、軍管会との衝突を繰り返した⁽¹⁹⁾。このような状況下において「一・二二奪権」以来「旗」派を支持していた王力ら「極左派」が相次いで失脚したことは、「旗」派にとって大きな逆風となった。特に、王力らの失脚後も「旗」派が軍管会との衝突という行動について何らの見直しも行わず、より強硬な姿勢を示した事実は、軍管会が「旗」派に反毛派の烙印を押す上では好都合であったと思われる。「旗」派批判の効果的な手段を手中に収めた軍管会と「東風派」はここに、軍区への襲撃を繰り返す「旗」派を王力らと結び付け、“「旗」派=「極左」”という、従来提起されたことの無かった批判を展開するに至った。その際に「東風派」などの反「旗」派勢力が「旗」派批判の根拠として取り上げたのは、主に以下の三つの点であった。

第一の批判は、「一・二二奪権」及び軍事管制との関連からなされた。その内容は端的に言えば、「旗」派の奪権が政治・社会状況を混乱させただけであるのに対し、軍事管制はその局面を安定させたがゆえに肯定されるべきである、というものであった⁽²⁰⁾。この文脈から、「旗」派は混乱を煽るだけの「極左」派であるとされた。

「旗」派批判の第二のポイントは、「旗」派と中央文革小組の王力らとの関係であった。両者の関係性は、「旗」派が中央との結び付きを背景として奪権する場合、自らの行動の正

当性を強調する上でも有効に機能したであろう。しかし、「旗」派は「一・二奪権」以来一貫して、その事実を明らかにしなかったようである。その後、奪権後の形勢が「旗」派に不利な状態で展開し、かつ王力らが「極左」派として失脚に追い込まれた事実が、「旗」派にとって更なる痛手となったことは想像に難くない。このような流れのなかで、「東風派」が「一・二奪権」から軍区との衝突に至る期間の両者の関係を極めて詳細に暴露したことにより、「旗」派=「極左」とする図式は一定の説得力を帯びることとなった⁽²¹⁾。この点からいえば、「旗」派が王力らとの関係を明らかにせず、さらには王の失脚についても何らの意思表示もしなかったことは、結果的に彼らにとってマイナスの作用をもたらしたといえよう。

「旗」派批判の第三のポイントは、「旗」派と「地方主義者」との関係に関するものである。先述の如く、「旗」派は「一・二奪権」の段階では趙紫陽らと事実上、連携する一方で、「地方主義者」に対してはその存在を無視ないし排除する姿勢をとっていた。しかし、軍事管制の導入以降、「旗」派は「地方主義者」に接近し始めたようである。その背景には、軍管会への対応を巡る両者の利害関係の一致が存在していたと考えられる。たとえば、1967年6月末には、「旗」派系のある造反派紅衛兵組織が自派機関紙に「陶鑄無き陶鑄反動路線」の清算を呼びかける記事を掲載した。それはかつての「地方主義者」が1950年代後半の「地方主義」批判に反駁したものであった。そこでは、文革以前の広東省党、政府指導部内における「陶鑄反動路線」と地方幹部の関係を巡り、(一) 党指導部への批判は党員の権利であるにもかかわらず、実際に批判を行った人々は「地方主義者」として打倒された、(二) 旧省党委会は、指導部の誤りを批判した人々を「限り無く窮地に追いやった」、(三) 「陶鑄、

趙紫陽らの指導に従わない者」は省委会の統一と団結を乱す者であり、「地方主義者」として打倒された一との主張が展開された⁽²²⁾。「地方主義者」はこのように、文革以前における「陶鑄反動路線」による地方幹部への圧迫を非難した上で、この状況には文革の発動によっても本質的な変化は生じていないとの認識を示した。彼らはこの立場から、「一・二二奪権」から軍事管制の導入に至るまでの状況を、「陶鑄無き陶反動路線」が出現し革命幹部を弾圧している、として、軍管会との対決姿勢を鮮明に打ち出した。「地方主義者」のこの主張は、文革以前の広東省指導部における中央出身幹部と地方出身者との対立と、それに起因した後者による前者への反感を、広東における軍事管制への反発と結びつけた点において、彼らが本来有していた反中央的性格を反映したものであったといえる。いわば、「地方主義者」の行動は軍事管制を巡る是非ではなく、親中央的な幹部あるいは中央との結びつきを有する組織が広東の局面を主導する状況に対する、彼らの潜在的な反発に起因するものだったのである。「地方主義者」はこの姿勢故に、軍管会の「左派支援」に反対する「極左」派という烙印を押されることとなった⁽²³⁾。

「地方主義者」のこのような反中央的意識を踏まえた場合、中央主導の奪権を指向する「旗」派と、潜在的に反中央的意識を有し、かつ省指導部内での現地幹部の勢力の巻き返しを図る「地方主義者」の間に連携が生じることは、両者における本来的な方向性の相違という点からも、ありえなかったはずである。それにも関わらず、「旗」派系組織が「地方主義者」の主張に同調するかのごとき姿勢を示した事実からは、両者が互いの本来の主張の是非という問題を棚上げにし、反軍管会ないし中央の主導下における局面の收拾への反感のみを軸として、極めて戦術的な連携を選択したことが、明らかになるであろう。その結果として

生じたものは、両者が一致して軍管会と広州軍区による「左派支援」、ひいてはその方針を定めた毛沢東と中央文革小組などの中央指導部に実質的に抵抗するという図式であった。

ここに「旗」派と「地方主義者」はその本来の性格や関係性とは無関係に、前者は奪権後の状況に起因する軍管会への反発、後者は文革以前からの「陶鑄反動路線」および「陶鑄なき陶鑄反動路線」としての軍管会への反感という共通項によって接近し、さらに軍管会との対決姿勢を前面に押し出したがゆえに、「極左」という烙印を押されるに至ったといえよう。

その意味において、両者は「極左」思潮なき「極左」であったといえる。

Ⅲ 「旗」派的「極左」の特質を巡って

以上のように、「旗」派に対する「極左」批判は専らその反軍管会的行動と、反中央的な「地方主義者」との関係性に起因するものであったといえる。これを、「省無聯」的「極左派」に対する「極左」批判と比較した場合、「省無聯」的「極左派」とその「極左思潮」には既存の党、官僚機構の自体への嫌悪感という明確な特徴が存在していた。当然のことながら、この種の「極左派」にとって、官僚機構との妥協ないし連携はいかなる形であれ、排除されるべき選択に他ならない。「省無聯」が軍管会との妥協を拒み、後には湖南省革命委員会の成立に抵抗する姿勢を示したのは、まさにその端的な表れであったといえる。それに対して、同様に軍管会との衝突を繰り返したがゆえに「極左」として批判された「旗」派は、たとえ戦術としてであれ党幹部との連携を厭わなかったのである。無論、両者の連携は表面上、彼我の立場や言説に対する共鳴を掲げつつも、実際には多分に戦術的動機に基づくものであり、当事者の一方ないし双方がこの種の関係の意義を認めなくなった時点で崩壊する

可能性の高い、極めて脆弱なものであった。いずれにせよ、「旗」派がこのような関係を選択したこと自体が、彼等の「極左」性なるものが「省無聯」のそれとは明らかに異なっていた事実を如実に示しているといえよう。

「極左」批判という点でいえば、湖南「省無聯」が「極左」とされる決め手となったのはその反軍管会的行動と革命委員会との対決姿勢に加え、彼等が「コミューン」理念に基づく政治社会秩序の変革を主張した事実であった。「旗」派に向けられた「極左」批判に関しても当然、彼らにおけるこの種の言説の有無との関連において検討する必要があると思われる。ただ、現在確認し得る「旗」派批判の資料からは、彼等が「省無聯」と同様の「コミューン」理念、あるいはそれに類似する何らかの主張を掲げたことを示唆する批判は、見出せない。この限りにおいて、「旗」派はこの段階で「極左」として指弾されたものの、それは軍管会との衝突に象徴される「極左」的行動に向けられたものであり、「省無聯」的な意味での思想面における「極左」とは無関係のものだったとみてよいであろう。

その一方、「旗」派の行動と言説に、「省無聯」的な「極左」的要素と類似する側面が全く存在していなかったのかと言えば、必ずしもそうではない。第一に「旗」派は、軍事管制を背景とする党・行政機構の再建を「資本主義復活の逆流」と見なす、一見すると他地域の組織のそれと共通する傾向を共有していた⁽²⁴⁾。ただ、「旗」派がいう「資本主義復活の逆流」なるものが、革命委員会そのものの存在に反対する「省無聯」的「極左」思潮とは異なるものであることは、彼ら自身の言説から容易に見出すことができる。「旗」派と、先述の閔一帆らの支持を受けた「批陶連委」はこれと関連し、軍と対決すべき理由として、軍権を手中に収めない限り奪権は成功しない、ということ挙げた。「東風派」が明らかにしたところ

によれば、旧「省革連」関係者は「(一九六七年)一、二月の主な出来事は政権奪取」であったとした上で、「省革連の教訓は、武装勢力が無かったこと」だと述べた⁽²⁵⁾。その上で彼等は、軍管会打倒後の臨時権力機構として「中南省市三級革命幹部連絡ステーション」(「革幹連」と「接管委員会」)を組織して権力を掌握し、最終的に中央指導部からの承認を受ける計画を立てていたという⁽²⁶⁾。この内容が反「旗」派の「東風派」による、「旗」派批判を目的としたものであることを踏まえた場合、その信憑性については留保がなされる必要があることは、いうまでもない。ただ、「旗」派による軍管会批判や軍管会との武力衝突には「省無聯」的「極左」派と同様の反軍的意識に加え、「一・二二奪権」以来の「旗」派と閔一帆らとの関係に起因する、奪権後の権力の所在を巡る彼等の認識が影響を及ぼしていたことは、確かであろう。また、「一・二二奪権」が事実上、軍事管制の導入によって頓挫した事実を踏まえれば、「旗」派や旧「省革連」関係者が軍権の掌握を奪権の成否を握る鍵と位置づけ、軍管会に対する優位の獲得を試みたであろうことも、想像に難くない。このように考えれば、軍管会への攻撃は、「旗」派と閔一帆らが「一・二二奪権」により出現した局面、すなわち軍の関与がなされない形での実権掌握を再度、実現するために不可欠なものだったのである。「旗」派による軍管会との衝突という「極左的」行動はこの意味において、奪権の成果が軍の介入によって奪われることへの「旗」派の反発と、「一・二二奪権」により事実上、自らの立場を温存し、かつ「省革連」の成立後は一時的にであれ奪権の黒幕的立場として局面の主導権を握った閔一帆らによる、軍管会への対抗意識が複雑に絡み合ったものだったといえるであろう。ここにも、「旗」派における「極左」的行動と「省無聯」的なそれとの相違が見いだせる。

ここで、1967年夏における“「旗」派＝「極左」”批判の図式について、再度整理してみよう。第一に、この段階での対立の当事者は「旗」派及び旧「省革聯」の流れを汲む「批陶連委」、そして軍管会及び「東風派」であった。第二に、この対立の過程で前者による後者への攻撃が激化した。それにより、「旗」派の行動は全国規模での反軍運動としての「極左」運動と一致し始めた。第三に、「極左派」の本来的な方向性からいえば相容れない存在であるはずの党幹部が、「旗」派の連携対象として出現している。第四に、反軍運動正当化の論理として「省革連」の崩壊を巡る「教訓」が挙げられている。これらを「極左」批判との関連において見直した場合、「旗」派と軍管会との衝突は他地域における「極左派」にも共通する現象であり、軍管会や「東風派」が「旗」派の行動を根拠として、“「旗」派＝「極左」”という図式を組み立てる事は極めて容易であった。

「旗」派自身もこの点は認識していたと思われる。換言すれば、王力の失脚後に人民解放軍や各地の軍区、軍管会に対する造反派組織の攻撃が「極左」的行為とみなされる状況下において、この種の行動を継続することが自らにとって不利な局面を出現させ得ることは、「旗」派自身も認識できたはずである。それにも関わらず、「旗」派は後述するように少なくとも1967年秋に軍管会との対決姿勢を一転させ、黄永勝らへの支持を打ち出すまで、軍管会との衝突を止めることはなかったのである。「旗」派のこの突然の方向転換は、他の造反派組織によって一種の背信行為とみなされたが、実際には「旗」派による軍管会への抵抗は、形を変えて続いていた。そして後述するように、軍管会や親軍管会系組織から「旗」派に向けられた「極左」批判も、形を変えて続いたのである。

IV 「極左」批判に見る「旗」派の意図

それでは、「極左」とされた「旗」派が一連の行動を通じて実現を目指したものは、何だったのだろうか。先述のとおり、「東風派」はこの問題を巡り、「旗」派と閔一帆らが、「省革連」の崩壊に至るまでの「一・二二奪権」の事実上の失敗の原因を造反派が軍権を掌握できなかった点に見出した上で、軍管会と軍区に対する自らの優位の獲得と広東における文革の主導権の奪回を意図し、軍との衝突を繰り返したとの批判を展開した。この内容には当然、「旗」派を不利な立場に追い込むことを目的とした誇張、ないしは事実関係の歪曲が含まれている可能性も否定できない。一方で、この時期における「旗」派と軍管会の衝突を巡る経緯に着目した場合、「旗」派と閔一帆らが、軍区と軍管会による介入を「一・二二奪権」の事実上の失敗の原因と見なし、軍区の影響力の排除を一貫した目標と位置付けていたであろうことは、想像に難くない。「旗」派と閔らの反軍区、反軍管会的行動の動機がここにあったと仮定するならば、彼等がいわゆる「極左」的行動を通じて実現を目指したものについても、推測が可能になると思われる。

「一・二二奪権」が「省革連」の成立を経て、軍区の介入と軍事管制の導入によって実質的に崩壊するまでの過程は、造反派紅衛兵組織としての「旗」派による奪権が軍により挫折に追い込まれると同時に、それを実質的に支持した閔一帆、趙紫陽ら広東の党指導部の試みが軍区と軍管会の介入により頓挫し、かつ奪権後の広東における文革の主導権が軍区と軍管会へと移動する過程であったといえる。この局面において、閔一帆らが「旗」派との連携によって造反派による奪権を演出しつつも、実際には党が奪権後の広東の状況をコントロールし続けるというシナリオは崩壊に追い込まれた。「省革連」の解体はそれを象徴する出

来事であったといつてよい。換言すれば、「省革連」の解体とは「旗」派の敗北のみならず、「一・二二奪権」における閔らの計画の破綻をも意味するものだったのである。それは当然のことながら、「旗」派と閔一帆ら双方にとって受け入れ難いものだったのであろう。特に、この奪権が「旗」派による広東省党、政府への奪権という形をとりつつも、実際には「旗」派と閔一帆ら、さらに趙紫陽らの間での水面下での連携により、奪権後における既存の党・行政機構の維持を前提として行われた点を踏まえた場合、軍区の介入はそのような図式を崩すものに他ならなかったはずである。いずれにせよ、「一・二二奪権」を巡る「旗」派と閔一帆ら旧「省革連」の計画は思わぬ形で失敗に追い込まれたといえる。

このような点から考えた場合、「旗」派と閔ら旧「省革連」関係者による軍管会との衝突を巡る「東風派」の批判はその意図は別としても、本質的な部分では必ずしも妥当性を欠くものとはいえないと考えられる。「旗」派と閔らの目的がそこに存在していたとすれば、その射程に収められているものとは取りも直さず、「省革連」的権力の復活に近いものだったのであろう。それにより実現されるものは、広東省党指導部内の閔ら造反派を支持した幹部による、文革以前からの党・行政機構の維持だったはずである。この点から言えば、戦術した、閔らによる「省革連」の教訓なるものは、「旗」派及び「批陶連委」関係者による「省革連」的臨時権力機構の復活へと容易に結び付き得た。「省革連」が実質上、奪権以前の党組織を維持し、加えて中央とのパイプを有する省指導幹部をトップに据えたことを想起した場合、「省革連」の教訓を踏まえて成立する新指導部は、外見上は中央文革小組の支持による奪権の成果として成立しつつも、実質上は中央を頂点とする党・行政機構を温存したものとなつたはずである。それは「旗」派にとって、「一・二二奪権」の再現に等しいものだったので

はないだろうか。そして、この計画が実現されるためには、造反派が軍区と軍管会による干渉を排除し、かつ既存の党・行政幹部を温存することが不可欠になったはずである。この点からいえば、「旗」派が革命委員会の成立そのものに反対すべき理由は事実上、存在しなかったといえる。ここにも、「極左」とされた「旗」派と、「省無聯」的「極左」思潮との著しい相違が見いだせる。

以上の点から、この段階における「旗」派の行動や言説には、次の特徴が存在していると言えよう。第一に、「旗」派が中南局の造反派幹部と連携した上で軍管会と対決し、かつ軍権奪取の根拠を「省革連」の失敗に見出した点からは、彼等が「省革連」型の権力の復活と「一・二二奪権」時点の状況への回帰を目指していたことが伺える。ここに、「旗」派の行動は“全民武装”を前提として、「コミューン」の樹立を目指した「省無聯」的「極左」派のそれとは明らかに異なる方向性を有することとなった。第二に、それとの関連でいえば、「旗」派の最終目標がこのようなものである場合、彼らが共産党組織や幹部という存在を敵視ないし否定すべき理由は何一つ、見当たらないといえる。この点からも、「旗」派の行動には「省無聯」的「極左」との本質的な共通性は存在しなかったといっていよい。

このように、「旗」派の「極左」性とは軍区や軍管会との衝突という外見的事象のみに起因するものでしかなかったのである。にもかかわらず、「旗」派が目指す奪権と、軍事管制による事態收拾へと転じた毛沢東や中央文革小組の方針との間に深刻な不一致が生じていた以上、「旗」派が「コミューン」理念の有無と関わりなく「極左」の烙印を押される事は不可避であった。

V 広東省革命委員会の成立と「極左」批判

「旗」派と広州軍区の対立は、1967年8月段階に広州軍区が「革命左派」に対する弾圧の「誤り」を自己批判し⁽²⁷⁾、同時に黄永勝が「学習」を名目に北京へ召喚された後、中央の介入により解決へと向かった⁽²⁸⁾。その結果、両者間には取りあえず和解の機運が生じた。同年11月には、共産党中央が1967年11月に「広東問題に関する決定」を発表し、広東省革命委員会準備小組（主任：黄永勝・広州軍区司令員）の成立が決定した⁽²⁹⁾。これを受ける形で、「旗」派も同年12月に「仏山会議」を開催し、軍区との協力姿勢を示すに至った。これに対し、一部の造反派組織は「旗」派の動きを「改良主義」として非難し、同時に軍区との妥協を拒む姿勢を打ち出した⁽³⁰⁾。

1968年2月に広東省革命委員会（主任：黄永勝。以下、革委会）が成立すると、「旗」派からは前出の武伝斌、高翔が常務委員として革委会入りを果たした。この直前には「地方主義者」の組織が事実上壊滅しているが、「旗」派はこの時、それまでの行動とは逆に「地方主義者」を断罪すらしている⁽³¹⁾。「一・二二奪権」以来の両者の立場の本質的な相違と、「旗」派による「地方主義者」への接近が戦術的動機によるものであったことを踏まえた場合、「旗」派による「地方主義者」の切り捨ては当然の帰結であったといえるであろう。

革委会と「旗」派の関係は、1967年2、3月以来の軍区と「旗」派の対立の経緯を考えれば、決して相互の完全な合意によるものとは言えず、中央指導部の強力なイニシアチブの下での妥協の産物とでも言うべきものであった。従って、両者間に革委会の成立時点からある種の緊張関係が存在することは不可避であった。実際に、革委会成立直後から広東省全域で「奇（「旗」）男奇（「旗」）女」即ち「旗」派への弾圧が展開され、更には「「旗」派が政権

を執れば、何万もの人間の首が落ちる」との言説が、恐らく革委会内の軍関係者により流布されていた⁽³²⁾。これらの事実にも示されるように、両者の関係は武伝斌ら「旗」派関係者が革委会に加わった事実とは裏腹に、当初から既に良好ではなかったのである。双方の関係が緊迫化する中で、同年 4 月、毛沢東が文革を「国民党と共産党の内戦の延長」と表現すると、全国各地で革命委員会と造反派や「極左派」組織との衝突がさらに激化した⁽³³⁾。「旗」派は革委会との対立における自らの立場をこの種の構図によって正当化し、革委会との対決姿勢を前面に掲げるに至った。

それに対し革委会側は、「旗」派を標的とした反「極左」運動を展開し「旗」派の動きに對抗した。その根拠とされたのは主に、以下の三点であった。第一は、「旗」派が王力ら中央文革小組内部の「極左派」や閔一帆ら旧「省革連」系人脈と、関係を有していた事実であった。これは、「一・二二奪権」以来の「旗」派の行動や人脈、特に旧「省革連」関係者との結びつきがもはや革委会の存在と相容れないばかりか、「旗」派にとって不利な材料にかなり得ないものとなったことを意味していた。第二に、革委会側は「旗」派が革委会に対する「二段階革命論」や「単独派閥による権力掌握」を叫び、更に武伝斌が「現在の主要矛盾は革委会と革命群衆の間の矛盾である」等と発言したことを取り上げた。第三に、革委会側はこれを根拠として、「旗」派を「情勢に関して“右”の見通しをしながらも、理論と策略においては“左”傾路線を歩む」集団と見なし、武伝斌に対しては「社会において極「左」反思潮（原文ママ）を、力を極めて煽動」しているとの批判を展開した⁽³⁴⁾。

以上の内容から、革委会側による“「旗」派＝「極左」”批判の論理が、第一に「旗」派を巡る人脈、第二に反軍・反革委会的主張、第三に武伝斌による「極左思潮」の煽動への批

判を軸としていたことが、明らかになる。その一方、革委会が一連の「極左」批判において、「旗」派自身の何らかの社会変革理念を具体的に取り上げ、それを「極左」批判材料とした形跡は、やはり見当たらない。革委会側は武伝斌の「罪状」として彼と関一帆らとの繋がりを批判すると同時に、「八五公社」「粵海風暴」等の「極左組織」と関係し「極左思潮」を散布したとの内容を挙げているが、その具体的内容に関しては全く言及されていない⁽³⁵⁾。ここから、「旗」派自身が革委会との衝突の過程において何らの社会変革理念をも掲げなかったか、それを行ったと仮定した場合でも、それが「旗」派批判の柱となるほどのインパクトを持ちうるものでは到底無かった可能性が窺える⁽³⁶⁾。のみならず、革委会側による「旗」派批判の言説からは、「旗」派が軍管会への攻撃という「極左」的行動を展開する一方、「一・二二奪権」当時の党・行政機構や幹部との連携という、「省無聯」的「極左」のイメージとは合致しない行動をとった事実が明らかになるのである。

一方、「旗」派は革委会からの「極左」批判に対して以下のような、対応を示した。彼等は第一に、自らが革委会に「“左左派”，“プチブル熱狂派”」として弾圧されている事実を認めた上で、自身の行動目標を「“右”と“極”左の方面からのブルジョワ反動思潮」等を除去することにあるとした⁽³⁷⁾。第二に、「旗」派は革委会側が旧「省革聯」系幹部との繋がりを批判した点と関連し、「省革聯」系の幹部を「革命幹部」と称した。「旗」派はそれを踏まえ、彼等を「一定の反革命的実権を掌握した」革委会内部の指導者と交代させるべきとの認識を、公然と表明した。また、革委会を攻撃する理由について「旗」派は、革委会成立後の状況を「劉（少奇）・鄧（小平）・陶（铸）とその代理人が打倒された状況下で、右からの巻き返しが行進している」と捉え、革委会側の行動を、文革の「全面的勝利」を前にした

「右傾翻案の反革命逆流」と位置付けた。それにより「旗」派は、革委会への徹底抗戦の姿勢を示したのである⁽³⁸⁾。

このように、「旗」派の以上の言説は革委会への反発という点においては、「省無聯」的「極左」派紅衛兵の言説や行動上の特徴とも合致していた。

しかし、「旗」派が「省無聯」的な「極左」派における社会変革理念と同様の「極左思潮」、即ち「コミュン」型モデルによる変革を主張した形跡は、やはり確認できない。革委会側の「極左」批判にもこの種の言説が見られなかった事実と併せて考えれば、この段階での“「旗」派＝「極左」”の図式もやはり、「コミュン」型モデルを対象としたものではなかったと言えよう。これを「一・二二奪権」以来の“「旗」派＝「極左」”批判との連続性から捉えた場合、そこには、「コミュン」型政治・社会変革モデルの提起とそれに対する批判という要素が、一貫して存在しなかった事実が明らかになる。のみならず、「旗」派が掲げた革委会成員の交替という要求からは、「旗」派が革委会の存在自体は批判対象としなかったばかりか、組織としての革委会を必要なものと考えていた可能性までもが浮上するのである。その背景に権力を巡る武伝斌らの認識、端的に言えば一種の権力欲にも通じる意識が影響を及ぼしていたことは十分に想定し得る。より大きな可能性としては、軍主導の革委会に対し、あくまでも党幹部が主導する「省革連」的権力の復活への固執が、その動機となったとも考えられるであろう。実際、「旗」派自身の主張からはいずれの可能性を読み取ることができるのである。彼らの動機において、どちらがより大きな比重を占めていたかは定かではないが、いずれにせよ「旗」派による革委会との衝突が「省無聯」的「極左」のそれと性格を異にするものであったことは、明らかであった。

以上の点に示されるように、革委会による“「旗」派＝「極左」”批判は、「省無聯」的な「極左思潮」に対する革委会からの警戒に起因するものではなく、革委会が主導する秩序安定という方針と合致しない、「旗」派の行動に向けられたものだったのである。

おわりに

「一・二二奪権」から革委会との対決に至るまでの過程において、革委会等が「旗」派に対して行った「極左」批判は、「旗」派の造反理念への警戒に起因するものではなかった。本章でも述べたように、「旗」派は「省無聯」的「極左」派における政治、社会秩序変革理念としての「コミュニン」型理念を自らの行動の指針として示すことは、なかったのである。その意味においても、「旗」派批判のレトリックとしての「極左」は、「省無聯」的「極左」派に対するものとは著しく異なるものとならざるを得なかった。のみならず、「旗」派は「一・二二奪権」以降、既存の党・行政機構の本質的温存により、文革以前からの政治秩序の維持を前提とした奪権を目指す姿勢を貫き続けたのである。これは、中央文革小組、中央及び地方の親中央系造反派、それに同調する現地幹部が連携し、かつ既存の党・行政機構を破壊しない形での奪権が「旗」派にとっての奪権の理想型である事を、端的に示すものであった。

「一・二二奪権」以来の彼等の行動は戦術的な修正を伴いつつも、中央文革小組や北京の造反派の支持を背景とした奪権という「一・二二奪権」の枠組みを出るものではなかったのである。

「旗」派の構想が大きく綻びる原因となったのは、1967年1月下旬から本格化した、広州軍区による文革への介入と「旗」派への弾圧であった。これにより、「旗」派が目指す奪

権のシナリオは人民解放軍により破壊され始めたのである。この状況下において「旗」派にとっての課題として浮上したのが、奪権の局面を造反派優位の状態に復することであった。それを実現し得る方法は、造反を支持する「革命幹部」と中央文革小組内の「極左」派の支持を背景として、軍区に対する勢力逆転を図ること以外に存在しなかったはずである。それにより実現されるものは「コミュニオン」型理念に基づく政治、社会秩序の変革ではなく、「旗」派の奪権に協力的な党・行政機構指導者との連携を前提とし、さらに中央の「左派」の支援を受けた、新たな親中央的指導部の成立だったはずである。その図式はまさに、「一・二二奪権」への回帰に等しいものだったといえる。

しかし、「旗」派がその実現を目指せば目指すほど、彼等の方向性と軍事管制を背景として奪権後の政治、社会秩序の再建を図る毛沢東や、王力失脚後の中央文革小組の方針との間には、深刻な齟齬が生じざるを得なかった。それにも関わらず、「旗」派が自らの方向性を修正せず「一・二二奪権」への回帰を目指しつつけた時、「旗」派の行動は彼等の実際の意図とは関わりなく、毛沢東や中央文革小組に対する反抗という性格を帯びることとなった。ここに、「旗」派は「省無聯」的「極左思潮」を自らの行動の指針としていなかったにも関わらず、それとは無関係に「極左」の烙印を押されるに至ったのである。

第2章 「極左派」紅衛兵の「極左思潮」について

—革命委員会の成立を巡る動きを中心に—

はじめに

文革の展開に伴い、毛沢東と中央文革小組を中心とする文革指導部と紅衛兵、造反派組織の間には文革の方向性を巡る認識の相違が出現し始めた。たとえば、文革後における政治・社会秩序の再編モデルとして前者が文革初期段階に提起した「コミューン」を巡る問題は、その典型的な事例といえるであろう。本章でも検討するように、文革期における「コミューン」には、毛沢東が1966年8月に林彪（国防部長）に宛てたいわゆる「五・七指示」で述べた、分業の解体と住民自治を軸とした新たな社会秩序の在り方を巡るイメージと、同年8月の「中国共産党中央委員会のプロレタリア文化大革命に関する決定」（「十六条」）において、党・政府等の各部門における基層組織としての「文化革命委員会」、「文化革命代表」の選出、運営形態として提起された「パリ・コミューン型の直接選挙」に象徴される、各部門の運営への構成員の関与という、二つの性格が内包されていたと考えられる⁽¹⁾。ここに、一種の住民自治の形態としての「五・七指示」的な社会の在り方と、基層組織の選出手段としての「パリ・コミューン」型の直接選挙というイメージが結合する形で、文革後の政治・社会秩序としての「コミューン」という概念へと発展したとみることが出来るであろう。そして、1967年に本格化した既存の党・国家官僚機構への奪権闘争の過程において、「コミューン」の実現が一時的であれ、その目的の一つとして浮上するのである。

一方で、「五・七指示」において示された新たな社会形態に関しては、その実現へ向けた

具体的な道筋が示されることはなかった。また、この種の社会形態が「コミューン」という名称で説明された事実も、少なくとも公式的にはなかったのである。この点から言えば、「五・七指示」における社会形態に関しては、それを「コミューン」ないしそれに類するものと見なすべき理由は、少なくとも毛沢東と中央文革小組がそれらを「コミューン」と明言しなかった点において、存在しないとみることも出来るであろう。いずれにせよ、「五・七指示」が描いた社会と、「十六条」における基層組織での「パリ・コミューン」型の直接選挙とともに、「コミューン」と結び付けられる形で語られることとなったのである。

そして、1966 年秋に、毛沢東と中央文革小組が既存の共産党・国家官僚機構とその政策を「ブルジョワ反動路線」として批判する姿勢を打ち出すと、それらの解体と新たな政治・社会秩序としての「コミューン」の実現が、いわゆる「党内の資本主義の道を歩む実権派（走資派）」の打倒と並ぶ文革の目標の一つとしての存在感を帯び始めた⁽²⁾。

このような動きのなかで、「コミューン」の実現に対して強い共感を示したのが、造反派紅衛兵と後の「極左派」紅衛兵であった。共産党・政府高級幹部の子弟を中心とする、いわゆる「紅五類」（貧農・下層中農、労働者、革命幹部、革命軍人、革命烈士）派あるいは「出身血統主義派」紅衛兵がその属性上、既存の共産党・国家官僚機構や党・国家高級幹部を擁護する立場をとったのに対して、造反派紅衛兵と「極左派」紅衛兵は、共産党・国家官僚機構の在り方も含めた既存の政治・社会秩序の解体と、それに代わる新たな政治・社会秩序の構築を、文革の到達点と位置付けていた。彼等はこのような立場から、毛沢東と中央文革小組による「ブルジョワ反動路線」批判に呼応すると同時に、「十六条」が提起した「パリ・コミューン」型の選挙による「文化革命委員会」の選出という方法に、政治・社会変革を可

能にする有効な手段としての意味を見出した。しかし、後述するように、1967年1月段階における、上海の造反派労働者・紅衛兵組織による上海の党・市当局への奪権（「上海一月革命」）とそれに続く「上海コミューン（上海人民公社）」の樹立を巡る動き、そして毛沢東自身の介入による「上海コミューン」の挫折という過程のなかで、「コミューン」を巡る毛沢東、中央文革小組と造反派紅衛兵との認識の相違が、明確なものとなった。そして、後者の一部は毛沢東らの方向性に反する形で、あくまでも文革後における「コミューン」の実現という目標を堅持する姿勢を打ち出すに至った。そして、彼等のこのような姿勢は毛沢東や中央文革小組により「極左思潮」として糾弾され、彼等自身も「極左派」として批判の対象とされることとなった。ここに、文革における「極左思潮」「極左派」という概念が、「コミューン」との関連において登場するのである。

このような背景もあり、「極左派」に関しては、「コミューン」理念に固執した集団とする評価が主流を占めてきた感がある。その結果、「極左派」は「コミューン」への指向という同一の方向性を共有する、思想的に均質な集団と見なされてきたと言っても過言ではないであろう。しかし、一方では、「極左派」の典型的存在とされる「湖南省無産階級革命派連合委員会」（以下、「湖南省無連」）の「極左思潮」について、「欽定のマルクス・レーニン主義と毛沢東の教義」、「青年期の毛沢東を魅了した『無政府共産主義』の再現」、さらには「1957年の「鳴放運動」時における「右派の言動」との類似性を指摘する見方が存在するように、「極左思潮」に対する理解と評価は一様ではない⁽³⁾。この点からは、「極左思潮」を「コミューン」との関連という、比較的限定された概念から理解することの限界が見出せるであろう。そして、このような理解は、「極左思潮」が毛沢東と中央文革小組が掲げる文革の方向

性との不一致という共通項を有しつつも、理念を巡る内実という点から見た場合、「コミュニケーション」理念への固執という枠には収まりきれない側面を有していた可能性を、等閑視することに繋がると考えられる。そこからは、「極左派」を思想的に均質な集団とする理解以外のものは生まれないであろう。そして、このような見方は結果的に、「極左派」における思想的営為の痕跡を見落とすことにもつながるのである。換言すれば、「極左思潮」と「コミュニケーション」との関連を前提とした理解そのものの妥当性を再検討することにより、「極左派」「極左思潮」という概念により画一化されてきた言説が本来有していたであろう、思想的な複雑さを明らかにすることが可能になると考えられるのである。そこから見出せるものは、文革という特殊な政治、社会情勢とそれに起因する思想、言論を巡る制約の存在を前提としつつも、思想的営為の堅持を試みる紅衛兵の姿に他ならない。無論、彼等のこのような試みは本章でも検討するように、文革に伴う奪権とその後の新たな政治構造の再編過程におけるヘゲモニーへの関心と密接に結びついている点において、純粋な意味での思想面における深化とは評価し難い側面も有している。その一方、彼等が当時の政治状況と自らの方向性を巡り、時代的特徴に起因する制約を前提としつつ思考を続けた事実も、軽視されるべきではあるまい。

本章では以上のような関心に基づき、「極左派」紅衛兵が思想的傾向において必ずしも均質的な存在ではなかった可能性に着目した上で、「極左派」紅衛兵とその「極左思潮」の特質について考察する。具体例としては、1967年1月以降本格化した既存の党・国家官僚機構に対する奪権闘争の後、それに代わる新たな権力機構として各地で設立された「三結合（革命幹部、革命軍人、造反派）」形式の革命委員会への対応を巡る動きについて、湖南省、

湖北省の事例を取り上げる。湖南、湖北両省は地理的に隣接していることに加え、「極左派」紅衛兵組織による活動が見られたという共通点を持つ。湖南では先述の「湖南省無聯」、湖北では「北斗星学会」とその関連組織である「プロレタリア文化大革命を最後まで進める事を決心するプロレタリア革命派連絡ステーション（決心把無産階級文化大革命進行到底的無産階級革命派聯絡站）」（以下「決派」）がそれぞれ、現地における革命委員会の設立を事実上、文革以前の党・国家官僚機構の復活と見なして反発し、抵抗する姿勢を示した。そして、その際に両者が共通して掲げたのが、革命委員会の消滅とそれに続く「コミューン」型秩序の実現であった。その結果、これらの組織はまさにその主張ゆえに、「極左派」として現地の革命委員会のみならず、毛沢東と中央文革小組から名指しで批判されるに至ったのである。

湖南、湖北の地理的關係に着目した場合、「省無聯」と「決派」がそれぞれの活動と思想形成の過程において何らかの形で相互に影響を与えあった可能性は、十分に想定できると思われる。その一方、本章で述べるように、両者の「極左思潮」は「コミューン」型秩序の実現という目標を共有する反面、この概念を巡る理解や方向性には相違点も少なからず存在している。ここからは、両者が「コミューン」という理念やその核となる概念を表面上、共有しつつも、具体的な内容や方向性に関しては必ずしも理論的一致を保っていたわけではなかった可能性が、容易に見出せるであろう。換言すれば、「極左思潮」とそれを象徴する概念としての「コミューン」は外見上、文革理念のシンボルとしての性格を持ちつつも、それが意味する具体的な内容に関しては、「極左派」全体における共通認識的なものは存在していなかった、と考えられるのである。

ここに、「極左思潮」を統一的な理論的教条を有するものとしてではなく、組織ごとの解釈に依拠する形で発展したものと捉え直す余地が生じるであろう。そして、それは単に、「コミュニン」的なある意味でステレオタイプのともいえる従来の「極左派」ないし「極左思潮」への再検討というレベルに留まるものではない。そこからは、当時の政治、社会状況とそれに起因する言論活動への著しい制約という条件のもとにあって、文革後の政治、社会の在り方を巡る自らの見解の発信を試みる、「極左派」紅衛兵の思想的営為の歩みをも見出し得るであろう。

本章では以上の点を踏まえ、従来「コミュニン」理念の実現という目標を絶対視した排他的集団というイメージで捉えられてきた「極左派」紅衛兵と、彼等における「極左思潮」の特質について、「省無聯」と「決派」の事例に着目しながら再検討を試みることにする。

I 「コミュニン」と革命委員会の起源

既に指摘されているように、分業の解体と一種の住民自治を基盤とする「コミュニン」の実現は、1950年代後半から展開された「大躍進」政策の過程での「人民公社」の建設にも象徴されるように、文革以前から毛沢東にとっての関心事の一つであった⁽⁴⁾。「大躍進」政策の破綻とそれに続く三年間の大飢饉により、この試み自体は大きな修正を迫られたものの、「コミュニン」はその後も毛沢東にとっての理想の社会であり続けた。

文革の発動直前の1966年5月7日、毛沢東は林彪に宛てた先述のいわゆる「五・七指示」において、人民解放軍をモデルとした新たな社会の在り方についてのイメージを提示した。毛沢東はそのなかで「軍隊は大きな学校であるべき」とした上で、人民解放軍という「大き

な学校」の内部では、「政治を学び、軍事を学び、文化を学ぶ」ことが出来るだけでなく、中小企業の経営や自給ないし等価交換目的での生産物の生産、さらには「軍事と学業、軍事と農業、軍事と工業、軍事と民衆工作」等を同時並行的に行うことが可能である、との見方を示した⁽⁵⁾。ここからは、毛沢東が人民解放軍を軍隊としての役割を主としながらも、同時にその内部において自己完結的かつ自給自足的な社会・経済秩序を構築し、維持し得る組織と位置付けていたことが窺える。そして、労働者、農民、学生、商業、サービス業、党・政府機関の活動要員に関しても人民解放軍と同様、それぞれの主たる役割に加え「あわせて他のものを学ぶべき」という毛沢東の認識からは、経済生活における分業の解消に加え事実上社会の全構成員が軍事に関わることを、将来的な社会変革の鍵と位置付けていたことが、容易に見出せる。いわば、社会における分業の解体と全民皆兵に近い形での準軍事化の実現こそが毛沢東が理想とする社会秩序の形態であったことが、「五・七指示」の内容から読み取れるであろう。ただ、「五・七指示」では「コミューン」という概念自体が提起されることはなかった。それにも関わらず、その内容は事実上「コミューン」と同一視され、さらには後の「極左派」紅衛兵により、文革後に実現されるべき政治、社会秩序の再編モデルとされることとなった。

一方、「コミューン」と並んで造反派紅衛兵さらには後の「極左派」紅衛兵の間で論争を巻き起こした、文革における新たな臨時権力機構としての「革命委員会」（革委会）については、1966年8月の中国共産党第八期十一中全会で採択された「中国共産党中央委員会のプロレタリア文化大革命についての決定」（以下「十六条」）において、初めてその名称が正式に提起された。そのなかでは、「多くの学校、多くの部門で大衆が新しく作りだした文

化革命班、文化革命委員会などの組織形態」は、「大衆が共産党の指導のもとに自分で自分を教育するもっともすぐれた、新しい組織形態」とされた。また、これらの組織と共産党の関係については、「わが党が大衆と直接にむすびつく、もっともよいかけ橋」との位置付けがなされた。その上で、「文化革命班、文化革命委員会、文化革命代表大会は、臨時的な組織であってはならず、長期にわたる常設の大衆組織でなければならない」とされた。また、成員の選出に関しても、「パリ・コンミュンのように、全面的な選挙制をとらなければならない。候補者の名簿は、革命的な大衆がじゅうぶんに下相談したうえで提出し、さらに大衆がくりかえし相談したのち、選挙をおこなわなければならない」として、成員の選出過程における「大衆」の役割が強調された⁽⁶⁾。ここに、文化革命委員会は民衆による政治参加への道を開く一つの形態と位置付けられた。こうして、「五・七指示」によって示された社会形態と、文化革命委員会を通じた民衆の政治参加が、文革後の政治・社会秩序の両輪を成す重要な要素としてアピールされることとなった。

II 「パリ・コンミュン型の全面選挙制」と「文化革命委員会」が内包していた問題

反面、文化革命委員会の存在が「共産党の指導」を前提とし、かつその役割が「わが党が大衆と直接にむすびつく、もっともよいかけ橋」とされていた事実からは、文化革命委員会が形式上は「パリ・コンミュンのように、全面的な選挙制」によって選出されつつも、それが成員による積極的な政治的意見の発信を保障することを目的としたものではないことが読み取れるであろう。むしろ、「わが党が大衆と直接に結びつく、もっともよいかけ橋」という表現からは、文化革命委員会が実質的に共産党から民間の各部門への、上意下達とい

う役割のみを求められていたことが窺える。同様に、「パリ・コンミュン」型の「全面的な選挙制」に関しても、個人の自由な政治的活動の機会を無条件で保障するものではないことは、文化革命委員会の委員の選定が「革命的な大衆」による、複数回に及ぶ審査という過程を経るとされた点にも示されていた。端的に言えば、この段階での「革命的な大衆」の判断により候補者が選考から除外される余地が、既に出現していたのである。この時点で、文化革命委員会の委員への立候補資格には事実上の制限が設けられたと言ってよい。当然のことながら、「共産党の指導」を前提とした文化革命委員会の候補者に、それと相容れない人物が選ばれる可能性は皆無であった。このような点から見れば、文化革命委員会が基層における共産党の補完的組織以上の役割を果たし得ないことは、明らかであった。換言すれば、文化革命委員会にはその当初から、民衆の自由な政治的意思を汲み上げ、文革後の政治・社会秩序の形成に反映させるという役割は与えられておらず、そのような役割を果たすことも期待されていなかった、ということになるであろう。「パリ・コンミュン型の全面選挙」はここに、共産党と文化革命委員会の関係性を構築する上で望ましい人物を選定すると共に、それと相容れない人物の排除を第一義的な目的とした手段としての性格を帯びることとならざるを得ない。そこには、少なくとも、そこには民意の自由な発信を後押しし、かつそれを何らかの形で基層レベルでの政治に反映させる機能は、存在していなかったのである。

更に言えば、文化革命委員会の候補者を巡る審査が「革命的な大衆」によってなされる場合、何らかの具体的な審査基準が提示されることが不可欠であると考えられるが、それに関して「十六条」では何らの言及もなされなかった。このような状況で「パリ・コンミュン型

の全面選挙」が実施される場合、当然のことながら委員を選定する基準に個人の私的感情に基づく恣意性が影響を及ぼす可能性は、否定できなかったであろう。たとえば、文革当時北京大学の学生であった陳煥仁は北京大学での文化革命準備組の「勤務員」を選出する過程について、「北京大学のような修正主義の大きな缶のなかでは、真にパリ・コミューンの原則に照らし合わせることは困難であった」と述べている⁽⁷⁾。ここからは、「パリ・コミューンの原則」が「勤務員」の選出を巡る基準とされていたことが読み取れる。その一方、そこに「真に」という前提が付される時、その内容が含むものが何なのかを判断することは、容易ではない。この時点で、「パリ・コミューンの原則」は候補者の適性を判断する客観的な基準とはなり得ず、その解釈は「勤務員」を選出する側の人々の主観に委ねられることとなる。そして、そこに「修正主義」という、本質的な部分で曖昧さを免れない基準がもう一つのバロメーターとして加わるとき、文化革命委員会の委員の選出がそれに関わる人々の主観や派閥間での力学を反映する形で進むことは、不可避だったであろう。これと関連し、陳煥仁は北京大学での文化革命委員会の選出が紛糾した様子を記録しているが、その原因となったのは事実上、各派閥間の利害を巡る確執であった⁽⁸⁾。換言すれば、そこに存在するのは自派の優位の獲得と対立派閥関係者の排除であり、文化革命委員会を成員の間での協調に基づいて運営するという発想は、この時点で存在していなかったのである。同様の状況が不特定多数の部門で存在していたと仮定した場合、そのような場で「パリ・コミューン」という語句から連想される直接民主制的な、民衆による政治参加が保障され得たか、あるいはそもそも当事者がこのような発想を有していたか否かについては、疑問符を付さざるを得ないであろう。

以上の点からいえば、「パリ・コミューン型の全面選挙」の結果として出現するものは民衆による政治参加の機会の拡大ではなく、特定の個人ないし集団が「革命的な群衆」を根拠として、各部門における指導権を掌握する状況だったであろう。そして、彼らが「革命的群衆」の支持と「共産党の指導」という前提のもとで自らの手に委ねられた権限を行使するとき、「パリ・コミューン」の原則に基づく文化革命委員会のもとで出現するものは個人の政治、思想や日常生活における自主性の尊重ではなく、各方面における更なる統制の強化だったであろうことは、想像に難くない。そこに、文革以前の政治・社会の在り方との根本的相違を見出すことは、容易ではない。

それにも関わらず、文革の過程で「パリ・コミューン」型の「直接選挙制」という概念が何らの具体性をも伴わない形で拡大し、かつそこに「五・七指示」において提起された社会のイメージが結合することにより、文革後の新たな政治・社会秩序としての「コミューン」像が形成されるに至った。そして両者の関係性、すなわち文化革命委員会の選挙方法としての「パリ・コミューン型の全面選挙」と、「五・七指示」によって示された社会秩序の在り方にかなる具体的接点が存在し得るのかという根本的な問題について、毛沢東や中央文革小組が方向性を提示しなかった結果、この問題を巡る解釈は事実上、造反派紅衛兵の主観に委ねられることとなったのである。

Ⅲ 奪権闘争と「コミューン」、「革命委員会」を巡る問題

同様に、奪権後の臨時権力機構として「革命委員会」という名称が採用されたことは、「パリ・コミューン型の全面選挙制」に象徴される文革理念を巡る根本的な認識と文革の方向性

についての、造反派紅衛兵および「極左派」紅衛兵と毛沢東、中央文革小組の間での認識の相違をより深刻化させる要因となったと考えられる。

1966 年秋に毛沢東と中央文革小組が既存の共産党・国家官僚機構とその政策を「ブルジョワ反動路線」として批判すると、それらの解体が文革の目的として明確に示されることとなった⁽⁹⁾。それと同時に、それまで紅衛兵組織のなかで主流を占めていた「紅五類」（革命幹部・革命軍人・革命烈士・貧農下層中農・労働者出身者）派紅衛兵にかわり、造反派紅衛兵が中央文革小組の支持を背景として活動を本格化させた。そして、1967 年 1 月に「一九六七年は全国的に、全面的に階級闘争がくりひろげられる年となるであろう。一九六七年は、プロレタリア階級がその他の革命的な大衆と団結して、資本主義の道を歩む党内のひとにぎりの実権派と社会の妖怪変化にたいして総攻撃をくりひろげる年となるであろう。一九六七年は、ブルジョワ反動路線がさらに深くつっこんで批判され、その影響が一掃される年となるであろう」、「資本主義の道をあゆむ党内のひとにぎりの実権派の手中から権力を奪回することは、プロレタリア階級独裁の条件下における、一つの階級が他の階級をくつがえす大革命、すなわち、プロレタリア階級がブルジョワ階級をほろぼす革命である」といった方向性が相次いで提起されることにより、既存の共産党・国家官僚機構に対する全面的な奪権が加速し始めた⁽¹⁰⁾。

この状況下において、1967 年 1 月に上海の造反派紅衛兵、労働者組織が中央文革小組の成員であった張春橋らの支持を背景として、上海市党委員会と上海市の行政部門への奪権を実現すると、それに代わる新たな権力機構の設立が急務となった。そこで、奪権を支持した張春橋や奪権を実際に決行した造反派紅衛兵、労働者組織が試みたのが、同年 2 月にお

る、「パリ・コミューン型の全面選挙制」を軸とした新たな権力機構としての「上海コミューン（上海人民公社）」の樹立であった。しかし、毛沢東は上海でのこのような動きに対して、「もし、すっかりコミューンと改めたとしたら、党はどうすればよいのか。党はどこにおかれることになるのか。コミューンの委員には党員と非党員がいることになり、党委員会はどこにおかれることになるのか」、「コミューンにはどうしても党が必要だ。コミューンが党にとって代わることができるだろうか」と指摘し、全面選挙制による「コミューン」と共産党組織、そして共産党による指導という原則との両立は不可能とする判断から、その試みを撤回させた⁽¹¹⁾。それに代わり、毛沢東が奪権後の臨時権力機構の形態として注目したのは、1967年1月末に奪権が実現した黒龍江省で成立していた、いわゆる革命軍人、革命幹部、造反派組織を軸とした「三結合」形式の革命委員会であった。ここに、「パリ・コミューン型の全面選挙制」を掲げた「上海コミューン」は、「三結合」による「上海市革命委員会」へと姿を替えた。「十六条」において提起された文化革命委員会はこうして、奪権後の新たな権力機構の名称として引き継がれる事となった。その後、1968年夏までに、台湾を除く全ての省・自治区・直轄市において相次いで革命委員会が成立した。

組織の名称という点にのみ着目した場合、「十六条」における「文化革命委員会」と奪権後の臨時権力機構としての「三結合」の「革命委員会」は事実上同一であり、「十六条」が提起した理念との連続性を、そこから見出すことも可能であろう。しかし、各地における革命委員会の成立を巡る動きのなかで明らかになったように、実際に革命委員会の実権を掌握したのは人民解放軍と奪権以前の幹部という、組織力と実務能力をそれぞれ有する存在であった。後者の復活は、先述の「ブルジョワ反動路線」批判とは相容れないものであった

が、革命委員会の成立という方向転換に伴って実務経験を有する幹部が必要とされるに及び、「誤りをおかした幹部にたいしても、正しく対処し、なにもかも打倒してはならない。反党・反社会主義分子ではなく、しかも誤りを固執して改めない、何度教育を受けても改めないというものではないかぎり、かれらに誤りを改めることを許し、かれらが手柄を立てて罪をつぐなうように励まさなければならない」との理由により、正当化された⁽¹²⁾。

反対に、造反派紅衛兵、労働者組織に関しては、その指導者が革命委員会の指導部で何らかの地位に就いた場合でも、実務能力に乏しい彼等が形式的な役割以上の立場になることはなかった。以上の点からいえば、革命委員会の成員が「パリ・コムニオン型の全面選挙制」によって選出される可能性は皆無であったとあってよい。これを「十六条」において提起された文化革命委員会の選出方法と比較した場合、たとえ形式上であっても、両者の間には何らの連続性も存在しないことが明らかになるのである。

先述のように、「十六条」における文化革命委員会は、その性格上「共産党の指導」を前提とした補完的組織以上の役割を期待されておらず、かつ委員の選出手段としての「パリ・コムニオン型の全面選挙制」も、候補者を選定する段階での複数回に及ぶ事前審査が想定されていた点において、広範な民意の汲み上げという方向性とは著しく異なるものであった。このことが当時、人々の間でどの程度認識されていたかは定かではないが、「パリ・コムニオン型の全面選挙制」という概念はそのような実質とはかかわりなく、文革後の新たな政治秩序への間接的な関与という新たな可能性への展望を、不特定多数の人々に抱かせる要素を有していたと考えられる。この点を踏まえれば、奪権後の臨時権力機構としての「三結合」の革命委員会に対しても両者の名称の類似性も相まって、同様の概念に基づいて理解した

人々が存在していたであろうことは、想像に難くない。

しかし、現実には革命委員会の委員の選定においてそれが具体化することは、なかったのである。そもそも、「十六条」で提起された、文化革命委員会の委員の選出過程における「革命的な大衆による下相談」という形式的な手続きは、最終的に予想される結果から考えれば、「コミューン」という概念から想起される民衆の直接的な政治参加とは相容れないものであったといえる。その一方、「十六条」の内容には、受け手の側としての民衆に、自らが「パリ・コミューン型の全面選挙」に関わることによって、政治参加を実現する可能性への期待を抱かせる部分があったことも否定できないであろう。それに対して、民衆が「三結合」の革命委員会という存在とその選出過程に同様の要素を見出すことは、極めて難しかったと考えられる。それを理解した時、彼等はそれでもなお、「三結合」の革命委員会に政治秩序の再編への希望を託すことが出来たのであろうか。

ここに、「十六条」によって提起された「文化革命委員会」は名称のみが「三結合」の革命委員会に引き継がれる一方、「パリ・コミューン型の全面選挙」は形式的であれ実現されることのないまま、専ら毛沢東と中央文革小組の方針により撤回されるに至った。だが、それはあくまでも毛沢東と中央文革小組による、方法論としての「コミューン」の撤回であり、社会における「コミューン」理念そのものの存在感の急速な失速や、関心の低下を反発と、「コミューン」理念の実現を目指す動きが、造反派紅衛兵組織のなかから噴出するのである。そのような方向性を明確に示し革命委員会との対決姿勢を打ち出したのが、「極左派」紅衛兵であった。

IV 「コミューン」と「極左派」紅衛兵

文革の発動以来、「コミューン」型秩序の実現に政治、社会変革への希望を見出していた一部の造反派紅衛兵にとって、「上海コミューン」の挫折に至る経緯とその間の毛沢東の動きは、文革の方向性と毛に対する懐疑を強めるに余りあるものだったと思われる。そのなかで、彼等の一部は「コミューン」の実現という文革当初の理念の実現に固執する姿勢を示すのである。彼等は毛沢東と中央文革小組の方針との不一致も辞さないと急進的、あるいは原理主義的姿勢ゆえに、「極左派」紅衛兵と称されることとなった。そして、彼等の主張は「極左思潮」として、中央文革小組により批判の対象とされた。

「上海コミューン」から「三結合」の革命委員会の成立に至るまでの毛沢東の方向転換は、「極左派」紅衛兵に大きな衝撃を与えた。それはたとえば、本省の検討対象である湖南省の「省無聯」の成員であった楊曦光(1948-2004)による、「強力にコンミュンンを主張していた毛主席が、突然、1月の「上海コンミュンン」設立に反対したのは、なぜであろうか。この疑問は、革命人民が、まだよく理解してはいないであろう」という言説にも示されている⁽¹³⁾。楊はここで、「コミューン」の撤回という現実を受け入れられない自らの、そして「省無聯」の立場と思想的混乱を、「革命人民」という抽象的存在が共有する意識として一般化することにより、一連の経緯を巡る毛沢東の動きに対し不信感を表明したといえる。一方で楊は、毛沢東による方針転換が「大衆が、中国に『コンミュンン』を実現してこそ、自分たちの利益になるのだということを理解しない状態で、『コンミュンン』を作っても、名目だけのものになるであろうし、また、現在の革命委員会と同じように、ブルジョワジーに権力を奪われた、にせものの『コンミュンン』になる危険がある。それゆえ、プロレタリアの偉大な統帥

毛主席は、少しも躊躇することなく、ただちに公社をつくるという未熟な革命家の幻想を否定したのである」との認識を示すことにより、自らの理想と文革の現実との間に生じた乖離についての論理的整合性を見出そうと試みた⁽¹⁴⁾。しかし、このような内容をもってしても、それがこの問題に関する楊や「省無聯」の真意とかけ離れたものであることを隠すことは極めて難しかった。逆に、その文体における一種の強迫観念にも似た雰囲気は、一連の展開を目の当たりにして苦悩する彼等の内的葛藤を、図らずも露呈させる結果になってしまったといえる。加えて、「三結合」の革命委員会が表面上、「十六条」における「文化革命委員会」の名称を引き継ぎつつも、その柱としての「パリ・コミュン型の全面選挙」という手続きが事実上、うやむやにされたに等しい状況のもとで消滅に追い込まれたことも、彼等に失望を与えたであろう。それは「極左派」紅衛兵にとって、「コミュン」の完全な否定以外の何物でもなかったのではないだろうか。

このような局面において、「極左派」紅衛兵が「コミュン」型秩序の実現を目指す場合、その方法となるのは、「三結合」の革命委員会という存在そのものを否定の対象と位置付け、全面的な対決によりその消滅を実現するか、あるいは革命委員会の存在を前提としつつも、それを自らの方向性と合致する組織に作り替えることのいずれかであったと思われる。この二つの方法は、「三結合」の革命委員会との対立を前提とするという点において共通性を有する反面、革命委員会への敵視という面では温度差が存在していた、と見ることもできるであろう。そして、それは「コミュン」理念の堅持と革命委員会との対決姿勢という、「極左派」紅衛兵のイメージとされる行動にも、何らかの形で反映されることとなったと考えられる。ここに、「極左派」紅衛兵の行動をある種のステレオタイプのイメージから離れて検

討することが、新たな課題として生じるのである。

以下の部分ではこの点に関して、湖南省「省無聯」と湖北省「決派」という、二つの「極左派」紅衛兵組織の事例に着目しながら考察する。

1) 湖南省「省無聯」と「中華人民公社」

湖南省の「極左派」紅衛兵運動は、「極左派」組織である「省無聯」とその「極左思潮」により、全国の「極左派」紅衛兵の動向に影響を及ぼした点に、特徴が存在している。「省無聯」の「極左思潮」のポイントとしては、文革後における「中華人民公社」の実現、すなわち既存の政治、社会秩序と国家の完全な解体と、それに代わる新たな政治、社会秩序としての「コミュン」の実現を掲げた点が挙げられる。「省無聯」はこの立場から、湖南省での革命委員会の成立を巡る動きに抵抗すると共に、将来の「コミュン」型社会についてのイメージを発信した。

湖南省では1967年初め頃から、同地最大の造反派組織である「湘江風雷」と、保守系組織である「長沙市高等学校紅衛兵総司令部」（「長高司」）等の間で対立が続いていたが、湖南省軍区が「左派支援」を名目に後者を支持する立場をとったことにより、「湘江風雷」と軍区の対立が激化した。その後、同年八月に共産党中央は「湖南問題に関する若干の決定」において湖南省軍区による造反派への対応を厳しく批判すると同時に、湖南省軍区の改組と第四十七軍による左派支援を決定した。これに続けて、第四十七軍の軍長であった黎原を組長とする湖南省革命委員会準備小組（省革準）が成立すると、「湘江風雷」はその内部で重要な位置を占めることとなった。

それに対し、「湘江風雷」と湖南省軍区の連携に反対する省内の約二十余りの造反派組織は同年10月、「湖南省会無産階級革命派大聯合委員会」（「省無聯」）を結成し、革命委員会準備小組との対決姿勢を前面に打ち出した。「省無聯」は当初から反軍区、反官僚機構的獅子姿勢を示していたが、1968年1月に前出の楊曦光が「中国はどこへ行く（中国向何処去？）」と題する文書を発表すると、軍区との一切の妥協を拒絶すると共に、軍が主導する湖南省革命委員会の成立の動きに対して、「全民武装」という手段によって抵抗する立場を明確に打ち出した。「省無聯」はその上で、軍と革命委員会の打倒を通じた既存の共産党、国家官僚機構の解体の実現と、それに代わる新たな政治、社会秩序としての「中華人民公社」、すなわち「コミューン」型秩序の樹立という方向性を公然と掲げた⁽¹⁵⁾。ここに、「コミューン」の実現に文革理念の完成を見出すと共に、革命委員会を含む官僚機構の存在をその阻害要因と位置付ける彼等の意識が明確なものとなった。

「省無聯」の活動はその結成から約半年後、1968年2月に楊曦光らが逮捕されるに及び事実上、終了した。その一方、その後全国規模で展開された「省無聯」への批判運動のなかで「中国はどこへ行く」が批判材料として使用されると、その内容が一部の造反派紅衛兵組織に影響を及ぼすこととなった。「省無聯」に対する批判は結果的に、彼等の「極左思潮」を全国に拡大する役割を果たしたといえる。そして、その影響を受けた組織の一つが湖北省の「極左派」紅衛兵組織である「決派」であった。

2) 湖北省「決派」「揚子江評論」と「新思潮」

湖北省での「極左派」紅衛兵組織の活動は、1967年から1969年にかけて断続的に展開さ

れた。この間には、同省最大の都市である武漢で、湖北省軍区を支持する保守系組織「百万雄師」と、反軍区の姿勢をとる造反派組織「工人総部」との対立を発端とした「武漢七・二〇事件」が発生した。

湖北における「極左派」紅衛兵組織の活動は湖南と同様、軍が主導する革命委員会の成立を巡る動きへの反発を動機として展開された⁽¹⁶⁾。そして、1968年2月に曾思玉（武漢軍区司令員）を主任とする湖北省革命委員会が成立すると、「極左派」紅衛兵組織による革委会と軍区への反発は頂点に達した。この点に関して言えば、彼等の活動には「省無聯」との共通性が存在していた。その一方、湖北の「極左派」の動きには「省無聯」的な意味での「極左」、すなわち「全民武装」によって革命委員会を打倒し、「コミュン」の実現を目指すといった方向性とは異なる側面も存在していた。それを端的に示すものが、湖北省の「極左派」紅衛兵組織である「プロレタリア文化大革命を最後まで推し進めることを決心する革命造反派聯絡ステーション」（以下「決派」と彼等の「新思潮」の展開、そして革命委員会への反対を掲げた「反復旧運動」の過程で出現した、革命委員会に対する労働者代表大会（工代会）の優位という主張であった。

このうち、「新思潮」の先駆的存在となったのは、華中工学院の学生であった魯礼安と馮天艾を指導者とし、1967年11月に成立した「北斗星学会」であった。この組織は同年12月上旬に曾思玉によって名指しで批判されたため、解散に追い込まれたものの、魯らは新たな組織として「決派」を立ち上げた。同時に、「決派」の理論誌として「揚子江評論」（「揚評」）が刊行された。その後、1968年2月に湖北省革命委員会が成立すると、「決派」に対する革命委員会側からの圧迫は強化された。そして、同年5月には「決派」と「揚評」はそれぞれ

解散と停刊に追い込まれ、魯礼安も逮捕された。「決派」はこのような状況のもと、残存勢力の再結集と馮天艾を新たな指導者とする「揚評」の再刊行により、活動の継続を図った。それに対し、革命委員会は「決派」と「揚評」への弾圧を継続した。この動きは1968年夏に馮天艾の逮捕により収束した。この間、再刊行後の「揚評」は活動方針として「コミューンが革命委員会にとって代わる」ことを確認したが、曾思玉はこれに関連し、革命委員会の内部講話で同誌を「極めて反動的な刊行物」と非難した⁽¹⁷⁾。その後、1969年に入ると、魯の逮捕の後に一時的に衰退していた「新思潮」とその関係者による活動が、再度活発化しはじめた。その過程で、「決派」の元成員が関わった『百舸争流』なる刊行物が出現すると共に、投獄中の馮天艾を含む旧「揚評」関係者が活動を本格化させた。彼等は、1969年夏に最後の文章となった「革命の潮流を阻むことは出来ない（革命的潮流は阻挡不住的）」を発表するまでの一年七カ月間に、五十編余りの文章を発表したとされる⁽¹⁸⁾。

一方、湖北省革命委員会が成立した直後の1968年春頃から、文革を「共産党指導下の革命組織と、国民党反動勢力の闘争の継続」とする毛沢東の「最高支持」の影響を受けた省革命委員会内部の造反派組織の一部が、省革命委員会から湖北省軍区の影響力を排除することを掲げ、軍区との全面対決姿勢を打ち出した。彼等は省革命委員会副主任の朱鴻霞（造反派組織「武漢鋼工総」指導者）らの指導のもと、軍区に抵抗する「反復旧運動」を展開した。1969年夏に先述の馮天艾らによる「新思潮」が復活すると、朱鴻霞らは「革命委員会に対する工代会の優位」を掲げ、省革命委員会との対決姿勢を強めた。加えて、前出の『百舸争流』も朱らと全く同じ主張を掲げた。これにより、「革命委員会に対する工代会の優位」の確立が、「反復旧運動」の明確な目標となったのである。その後、「新思潮」、「反復旧運動」

を巡る動きは1969年に入ってから、中国共産党中央委員会が「武漢の北、決、揚に関する指示（關於武漢北、決、揚的指示）」と、「反復旧運動」を「誤り」とした「五・二七指示」と発表するに及び、急速に勢いを失い始めた。そして、1970年夏には、これらの動きはほぼ消滅した。

以上のように、湖南「省無聯」と湖北「決派」は、思想面では「コミューン」への共鳴などの共通性が見られた。この意味において、いずれも「極左派」に位置付けることができるであろう。その一方、両者の行動からはいくつかの相違も見出せる。そのうち、特筆すべき点としては、二つの事柄が指摘できるであろう。第一は、継続期間の相違が挙げられるである。具体的に言えば、「省無聯」が結成から半年にも満たない段階で弾圧され、事実上消滅したのに対し、「決派」の活動がその時々状況に応じて形態を変えながらも、三年間にわたって継続した点は、両者の特質について考える上で注目すべき事実であると思われる。第二は、「コミューン」と革命委員会を巡る姿勢の変化である。これについて言えば、「省無聯」は当初から文革の到達点としての「中華人民公社」、すなわち「コミューン」型秩序の実現を目指し、革命委員会との全面对決姿勢を掲げていた。「省無聯」の活動期間は極めて短かったものの、この間、彼等のこのような方向性には一切の変化は生じていなかったと考えられる。一方、「決派」は活動の初期段階においては「省無聯」と同様に、革命委員会との全面对決とそれに続く「コミューン」型秩序の実現を打ち出していた。しかし、「決派」とその流れを汲む「新思潮」の関係者は、ある時期から「革命委員会に対する工代会の優位」を掲げることにより、革命委員会の存在を事実上容認するとともに動きを示した。これらの点には当然のことながら、両者の置かれた状況やそれに起因する戦術上の判断などの要因

が影響を及ぼしたと考えられるが、「極左思潮」を巡る特質を検討する上では、興味深い事例といえるであろう。そこで、以下の部分では、「コミューン」への共鳴と革命委員会への反発などのいわゆる「極左」的方向性を共有していた両者の言説に着目し、「極左派」紅衛兵とその思想の特質について、革命委員会と「コミューン」を巡る彼等の認識を中心として、さらに掘り下げることとする。

V 「省無聯」、「決派」と革命委員会

1) 「変革」の挫折がもたらした失望

「極左派」紅衛兵の間には一般的に、文革以前の政治、社会秩序を「新たなブルジョワジー」としての官僚による支配体制と見なす認識が広く存在していた。たとえば、「省無聯」は1949年以降の中国を「経済的土台は全体的には、社会主義的であるが、膨大な上部構造は、いまなお基本的に資本主義的」な「紅い資本家階級」の国家体制と見なしていた。「省無聯」によれば、その要因は1949年以降「資本主義の道を歩んだか、あるいは歩んでいる」「特権階級」の存在にあった⁽¹⁹⁾。文革以前の政治、社会にこのような厳しい視線を向けていた彼等が、毛沢東が「五・七指示」において提示した、分業の解消が実現された社会というイメージと、「十六条」が文化革命委員会の選出手段とした「パリ・コミューン型の全面選挙」という方法論にそれぞれ、既存の政治、社会秩序に代わる大胆な変革への可能性を見出し、その実現に強い期待を抱いたであろうことは、想像に難くない。しかし、彼等が文革の過程で実際に目にしたものは、文革発動後の社会が「五・七指示が描いた社会からますます

す遠ざかってゆく」という、受け入れ難い現実であった⁽²⁰⁾。同様に、奪権後の臨時権力機構としての革命委員会が「三結合」の形式で組織されることは彼等にとって、「引きずり下ろされた幹部達を立ち上がらせること」でしかなく、革命委員会も「軍隊と地方官僚が主導的役割を演じるブルジョワジーの権力奪取の形式」以上の意味を持つものでなかった⁽²¹⁾。「省無聯」のこのような認識からは、「五・七指示」が描いた社会の在り方に、文革以前の政治、社会秩序に対する根本的変革をもたらし得るモデルとしての意味を見出すと共に、既存の共産党・国家官僚機構に代わる「群衆自身が群衆自身を教育する」権力の出現に期待をかけたつも、「コミューン」は毛沢東自身の介入によって頓挫し、「三結合」の革命委員会も「十六条」が提起した「パリ・コミューン型の全面選挙」を経た、「群衆自身が群衆を教育する」権力とはかけ離れたものであったという現実への、彼等の苛立ちと失望感が容易に見て取れるであろう。

「決派」も同様に、文革以前の「二十年来、中国社会には新たなブルジョワジーが形成された」との認識に基づき、「今に至るも援用されているブルジョワジーの国家体制」を破壊することにより、このような状況を変化させることを目指していた⁽²²⁾。だが、「三結合」が事実上、文革以前の官僚機構を継承する形をとるに及び、「決派」の方向性は「省無聯」のそれと同様、毛沢東や中央文革小組の方針と相容れないものとなったのである。

「極左派」紅衛兵にとって、「五・七指示」が示した分業の解消を基盤とする「コミューン」的な社会の在り方や、「十六条」における文化革命委員会に象徴される「群衆自身が群衆自身を教育する」組織の出現は、文革以前の政治、社会秩序に対する変革を実現する上で必要不可欠なものであった⁽²³⁾。そして、彼等による毛沢東や共産党への支持は、これらが

党自身によって実現されるとの前提が存在する限りにおいて存続し得たと考えられる。しかし、彼等が実際に目の当たりにしたものは、毛沢東自身による、党の指導の堅持という理由に基づく「コミューン」の放棄と、文革以前の政治、社会秩序の事実上の維持という路線への転換であった。「極左派」紅衛兵にとって、それは毛沢東や共産党がこの種の変革を実現する能力、あるいは意思をそもそも有していない証拠と認識するに余りあるものだったのであるまいか。

2) 革命委員会との対決という選択

このような現実を前にして、「極左派」紅衛兵は自身の目的と存在意義をどのように認識したのであるか。

「省無聯」は先述の「上海一月革命」以降、「上から下への反革命改良主義の逆流と、第一次文化革命終了という階級妥協の雰囲気」が出現しているとの認識を示した⁽²⁴⁾。「省無聯」にとって、その過程における革命委員会の成立は「軍隊と地方官僚が主導的役割を演じるブルジョワジーの権力奪取」そのものであり、最終的に「資本主義」の復活に結びつくものに他ならなかった⁽²⁵⁾。「省無聯」にとって、それは既存の共産党、国家官僚機構を実質的に温存したものであり、「文化革命前の新官僚ブルジョワジーの統治を、ブルジョワ官僚と数人の群衆組織の代表による、別な種類のブルジョワ統治に変えた」存在でしかなかった⁽²⁶⁾。このような理解から言えば、革命委員会の成立は「コミューン」型秩序による政治、社会変革の実現へと結びつくものでは、到底ありえなかった。この点において、革命委員会の成立は「改良主義」以外のものではなかったのである。「省無聯」にとって、このような存在は

打倒されるべき対象でしかなかった。

「決派」も「省無聯」と同様、革命委員会に対して厳しい評価を下した。「決派」は、革命委員会を「今に至るも踏襲されているブルジョワジーの国家体系」と、「各派のセクト性が大きく抑えられた一時的、暫定的な同一体」という二つの性質を兼ね備える存在と位置付けた⁽²⁷⁾。ここからは、革命委員会という存在の性質を巡る「決派」と「省無聯」の認識の相違が明らかになる。すなわち、両者は共に革命委員会を既存の権力機構を事実上、継承したものと見なし、打倒すべき対象と位置付けた点においては、認識を共有していたといえる。その一方、「決派」はそれに加え、革命委員会の成立過程における群衆組織の介在という要素に着目する。「決派」によれば、革命委員会とは「各派のセクト性」を抑えることを第一義的な目的とした存在に過ぎなかった。この限りにおいて、「決派」が革命委員会に妥協の産物以上の意義を見出すべき積極的理由は、存在しなかったといえる。

しかし、「決派」が革命委員会に批判的な眼差しを向けつつも、それを単なる文革以前の権力構造を継承した組織あるいは群衆組織による寄り合い所帯的組織と見なしていたわけではないことは、その成立過程における群衆組織の関与という事実に着目した事実からも明らかになると思われる。それを端的に示すのが、革命委員会を「革命群衆自身が創造した新生事物」とした、「決派」による評価であった。これを「省無聯」の言説と比較した場合、そこからは革命委員会という存在を巡る「極左派」紅衛兵組織の間での認識の相違、あるいは一種の温度差とでもいべきものが見出せるであろう。たとえば、「省無聯」は革命委員会を「文化革命前の新官僚ブルジョワジーの統治を、ブルジョワ官僚と数人の群衆組織の代表人物による、別な種類のブルジョワ統治に変えた」だけの、「ブルジョワジーによる権力

奪取」の新たな形態に過ぎない存在として全面否定した⁽²⁸⁾。このような見方からすれば、「省無聯」にとって群衆組織とは何らの積極的な存在意義をも有する存在では、あり得なかった。それに対し、「決派」は革命委員会と群衆組織の関わりを「革命群衆」による行動の一つの成果として、消極的ではあるものの一定の意義を見出した、ということになるであろう。「決派」にとって、この状況は少なくとも「新生事物」として最小限の評価をするに値するものであった。

しかし、「決派」にとって、「新生事物」としての革命委員会のこのような側面は、その存在を容認されるべき理由とはなり得なかった。「決派」はむしろ、「革命委員会が樹立、強化され、完成」することにより「正式な権力機構」へと変貌する可能性に、強い危機感を抱いた。「革命群衆自身が生み出した新生事物」は「決派」にとって、それが内包する「今に至るも踏襲されているブルジョワジーの国家体系」と、「各派のセクト性が大きく抑えられた一時的、暫定的同一体」としての寄り合い所帯の性格ゆえに、許容し得る存在ではなかったのである。「決派」はこのような認識に基づき、「革命群衆自身が生み出した新生事物」としての革命委員会は「革命群衆自身の手によって消滅されるべき」とする立場を、明確に打ち出したのである⁽²⁹⁾。「決派」はここに、「省無聯」と同様に革命委員会との対決という「極左派」的方向性を共有するに至ったといえよう。加えて、「決派」はそれを「革命群衆」としての自らが果たすべき役割とすることにより、文革における自身の存在意義を明らかにしたのである。「決派」によれば、それに続くものは「斬新な国家機構」の成立であった⁽³⁰⁾。彼等にとって、それは「政治革命は必然的に社会革命を伴わなければならない」という大前提のもとで実現する、「二十世紀六十年代に中国の大地で発生した史上前例のないプロレタ

リア文化大革命が世界と歴史へ向けて発信する時代を画する社会的産物—北京コミューン」に他ならない⁽³¹⁾。そして、革命委員会はコミューンの実現に先立って「革命群衆自身」によって打倒されるべき存在であった。そこには、いかなる妥協の可能性もあり得なかったとい
ってよい。

このような点から言えば、文革後における「コミューン」の実現を目指す「極左派」紅衛兵の方向性と、共産党の支配を前提とする毛沢東や中央文革小組の路線が衝突することは不可避であった。革命委員会の存続の是非を巡る問題は、それを明確な形で示すこととなったのである。

3) 党組織の在り方を巡って

「コミューン」を巡って、「極左派」紅衛兵のあいだに重大な関心呼び起こしたもう一つの問題は、将来における「コミューン」の実現を共産党の手に委ねることの是非であった。文革後に「五・七指示に描かれているような『コンミュン』を中国で建設するためには、現在の中国共産党の革命的变化が必要」であるが、「党の第九期全国代表大会が開催されたところで、中国共産党の将来の姿を徹底的に解明していくことは期待できない」という「省無聯」の言説は、「上海コミューン」の試みが頓挫した後、彼等のあいだで共産党の将来に対する失望感が急速に拡大したことを示している⁽³²⁾。「決派」も、共産党が「社会民主党にかわり、あるものはファシスト党になった」との認識により、文革の過程における党組織の在り方に対する不信感を露わにした⁽³³⁾。ここからは、共産党が「コミューン」の実現という、文革当初に掲げられた理念の実現を事実上、棚上げにしたのみならず、逆に革命委員会

の結成により文革以前の体制を存続させる方向へと転換したことへの失望感が見てとれるであろう。そして、このような方向転換が、共産主義の究極的到達点としての国家の消滅という目標の放棄と同じものとして理解される時、「極左派」による失望は共産党という存在そのものへの疑念へと結びつくこととなる。ここに、彼等は共産党とその存在意義という問題に、ある種の批判的な意識を伴いながら向き合うに至るのである。そして、それが単に共産党の存在意義への疑いに止まらず、かつては「総じていえば、階級闘争の道具としての党と国家はいつか消滅する」との認識をもっていたにも関わらず、文革を経てもそのいずれも成し遂げられず、その前段階としての党の「革命的変化」すら実現し得なかった毛沢東への不信感と軌を一にするものであったことは、容易に想像できるであろう⁽³⁴⁾。

「極左派」紅衛兵にとっての関心は、「コミュン」に象徴される文革理念の実現へ向けた道筋のなかで、共産党がいかなる役割を果たすべきかという点にあった。「省無聯」はこれに関して、一九六七年秋に毛沢東が文革後における共産党組織の再建の原則として提起した、「党組織はプロレタリアートの先進分子によって構成されなければならない」との内容に注目した⁽³⁵⁾。「省無聯」にとって、毛沢東のこの発言は「人民大衆を指導して、今日の階級敵である赤いブルジョワジーを打倒し、革命政党として毛沢東主義政党（中国共産党）を建設するという原則が提出された」に等しい点において、歓迎すべきものではあった⁽³⁶⁾。その一方、彼等はそれが実行された場合でも、その結果として「出現する政党は、（そのような政党が出現したとして）必ず革命委員会のなかのブルジョワ的篡奪者に奉仕するブルジョワ改良主義的政党になるであろう」との、厳しい見方を示した⁽³⁷⁾。これは、革命の前衛党としての「毛沢東主義政党（中国共産党）」の存在を容認しつつも、既存の党組織の再編

は本質的な部分での「毛沢東主義」政党化という変化には結びつかないという、「省無聯」の認識を明確に示すものであったといえる。

では、「省無聯」などの「極左派」紅衛兵組織からみて、文革を経てもなお本質的な変化を遂げられないか、あるいはその可能性が極めて低い共産党に替わり、新たな「毛沢東主義政党（中国共産党）」として文革を指導すると想定されたのは、いかなる集団だったのであろうか。それが「プロレタリアートの先進分子によって構成」された「省無聯」であり、「第五回戦のなかで形成されたプロレタリア左翼の隊列」として「整頓後の中国共産党の基本的隊列となる」ことを自負する「決派」、すなわち「極左派」自身であったことは、彼等の言説から容易に推測し得るであろう⁽³⁸⁾。彼等にとって、いま目の前に存在する共産党は「整頓」を経たとしても、「プロレタリアートの先進分子によって構成される」組織への変容を遂げられないか、その見込みが極めて薄い集団でしかなかった。「極左派」紅衛兵はここに共産党の限界を見出した上で、それに代わるべき存在が登場し文革の担い手となるべき必要性を強く認識するに至ったのである。そして、「現在の中国共産党の革命的变化」をもち得る存在としての自己認識を明確にするに及び、第二の前衛党としての自らの存在意義を見出したのだといえよう。

VI 「極左派」の役割を巡って

1) 人民を「教育」する存在としての「省無聯」

では、「極左派」紅衛兵が自らの役割をこのようなものとして認識した場合、既存の党組

織に代わって彼等が実現すべきことは何だったのであろうか。換言すれば、「極左派」は自らが果たし得る役割としていかなる事柄を想定していたのであろうか。

「省無聯」の場合、それは1949年以降の「紅いブルジョワジーの支配」の転覆による「政治権力の問題の解決」と、一切の形態の官僚機構が消滅した「中華人民公社」すなわち「コムニオン」型秩序の実現であった。「決派」が掲げた、「二十年来踏襲されてきた旧国家体系」の解体による、「二十世紀六十年代の中国の大地で発生した史上前例のないプロレタリア文化大革命が世界と歴史へ向けて宣言する、時代を画する社会的産物—北京人民公社」の成立も、「省無聯」と最終的な目標を共有するものであった⁽³⁹⁾。ここに、文革後の新たな政治、社会秩序としての「コムニオン」の実現を、事実上の新たな前衛党としての自己認識に基づきリードすることが、「極左派」の役割となるのである。

ところで、「極左派」紅衛兵が新たな前衛党ないしそれに準ずる存在としての自己認識を有し、それに基づいて「コムニオン」の実現の先頭に立つことを目指すならば、自らと一般民衆との関係性についての認識をも明らかにする必要があるであろう。「省無聯」はこの点に関して、「中国は二十世紀六十年代には、『北京人民公社』によって宣言されたような『中華人民公社』の徹底的で革命的社会主義の方向に向かうほかはない」とした上で、その過程では「人民にこの真理を理解させ、自ら決意を固めさせるべき」であり、「文化大革命の必要性と、その最終の目的は何であるかを、人民に基礎から教育する」必要があると指摘する⁽⁴⁰⁾。それは、新たな前衛党としての「毛沢東主義政党（中国共産党）」すなわち文革理念の真の担い手たる「省無聯」自身が、革命委員会の解体と「コムニオン」の実現へ向けて人民を「教育」し、誘導することに他ならない。これにより、文革の完成へ向けた人民の「啓蒙」

を新たな前衛党としての自らの使命とする「省無聯」の自己認識と立場が、明らかになる。

「省無聯」が掲げたこのような目標、特に人民に対する「教育」は本来、「十六条」における文化革命委員会が「群衆自身が群衆自身を教育する」組織として、共産党の指導を前提として展開することを想定された内容であった。しかし、文化革命委員会という名称が文革以前の共産党、国家官僚機構を事実上、継承した存在としての「三結合」の革命委員会に引き継がれた時、「十六条」において提起された理念が形式上であれ、実現される可能性は消滅した。また、「省無聯」はそのような役割を「整頓」後の共産党が果たす可能性についても、何らの期待をも抱いていなかった。「省無聯」はこのような現実に直面した時、「五・七指示」の具体化に加え、「十六条」が提起しつつも実現しなかった「パリ・コミューン型の全面選挙」や、「群衆自身が群衆自身を教育する」ことによる個人の意識や社会における変革を、自らが実現する方向へと進みだしたといえよう。

このように、「省無聯」は人民との関係性の強化を通じて「コミューン」の実現を目指したが、そこには彼等自身の理念としての人民との連携による社会変革という方向性を念頭に置いて考えた場合、極めて注目すべき特徴が存在していた。「省無聯」の言説からは、彼等が「群衆自身が群衆自身を教育する」という「十六条」以来の理念に共鳴し、それを自らの社会変革の方法論としていたことが読み取れる。「省無聯」にとって、人民は社会変革を実現する上で不可欠の存在であり、文革後における新たな社会秩序の担い手として理想化された存在であった。一方で、「省無聯」が毛沢東による「上海コミューン」への介入の背景に、「大衆が、中国に『コンミュン』を実現してこそ、自分たちの利益になるのだということを理解して」いなかった、という理由を見出した点からは、「コミューン」に対する

人民の認識について彼等が少なからぬ不安を抱いていたことが窺える⁽⁴¹⁾。そこで、「省無聯」は人民と自らの関係性を巡り、自らにとっての文革理念としての「コムニオン」の実現という目標を「真理」と位置付けるとともに、それを人民に理解「させ」、「自ら」決意を固め「させる」ことに、自らの役割と存在意義を見出すのである。自身を既存の党組織に代わる新たな前衛党と見なす場合、自らと人民の関係性をこのように規定することは「省無聯」にとっては当然の論理的帰結であり、そこには何らの疑問も生じる余地はあり得なかったかもしれない。結果として、「省無聯」は自身と人民の関係性が自らを主語とし、「させる」、あるいは「教育する」という使役動詞によって語られていること、換言すれば無意識のうちに自らを、人民を指導し啓蒙する存在としていることを見落としたといえよう。そして、そこからは人民を文革の最終的到達点としての「コムニオン」型秩序の実現に対する理解を著しく欠いた、意識の低い存在とする「省無聯」の認識すら、読み取れるのである。これを彼等自身の理想であったはずの「群衆自身が群衆自身を教育する」と比較した場合、人民との関わりを巡る理想と実際に出現し得る可能性の間には、重大な乖離が出現せざるを得ない。

「省無聯」がこのような点に何らの疑問をも抱かなかったと仮定した場合、そのような発想をもって、「群衆自身が群衆自身を教育する」という彼等自身の理想を、一切の強制力を伴わない形で実現することは果たして可能だったのであろうか。また、「コムニオン」の担い手として理想化された人民がそれを共有することを拒んだ場合、「省無聯」はそれを受容したのであろうか。そして何よりも、「コムニオン」の実現という自らの価値観を事実上、人民に強要するに等しい思考様式は、「省無聯」自身が理想とした「群衆自身が群衆自身を教育する」という「パリ・コムニオン」型秩序の在り方と、合致するものだったのであろう

か。「省無聯」のこのような自らの理念と価値観を絶対視した、ある部分で極端な自意識過剰ともいえる言説の背景には、「中国はどこへ行く」の作者であった楊曦光が当時19歳という年齢であったことも関係しているとも考えられるが、いずれにせよ、自らの理念が内包する問題を意識し得なかった点に、新たなる前衛党として文革を指導することに自らの使命を見出した「省無聯」の思想的限界が存在していたといえるかもしれない。

2) 「決派」の「路線転換」が引き起こしたもの

「決派」も「省無聯」と同様、自らを「第五回戦のなかから形成されたプロレタリア左翼の隊列」と位置付けた上で、このような存在こそが「整頓後の中国共産党の基本隊列となるであろう」との自己認識を示した⁽⁴²⁾。ここからは、自身を既存の党組織に代わる新たな前衛党とする「決派」の自負が読み取れる。そして、自身の行動目標として「三結合」の革命委員会の打倒と「北京人民公社」の実現を掲げた時、「決派」は文革の到達目標と自己の存在意義という点において、「省無聯」と認識を事実上、共有していたといえる。そして、自らが「過酷な闘争のなかで鍛錬され、統治集団となる」とした時、文革における前衛党のみならず、将来における文革の勝者としての「決派」の存在意義は、彼等自身によって強調されることとなったのである⁽⁴³⁾。

しかし、「決派」は革命委員会との関係性について、「省無聯」と同様の対決姿勢、すなわちその存在自体の消滅を目指すという方向性を貫き続けることはなかった。「決派」は1968年春から湖北省で本格化した「反復旧運動」、すなわち革命委員会への反抗運動のなかで突如、それまでの革命委員会との対決姿勢を修正し、「工代会が革命委員会を監督する」体制

の実現を目指す、との方針を提起したのである。これを、「革命群衆自身による新生事物」たる革命委員会を「革命群衆自身」の手によって消滅させ、最終的に「北京人民公社」を目指した「決派」自身の当初の理念と比較した場合、このような方向転換は、新たな前衛党としての自らが主導する「コミューン」の実現という目標の事実上の放棄にも等しいものであった。王紹光はこの動きについて、「決派」の試みは党組織とのあいだに直接的な組織上の関係を有さない群衆組織が、中央文革小組等の支持を背景に革命委員会を掌握する軍区指導者やいわゆる革命幹部と交替するか、場合によっては革命委員会を工代会の指導を受けて活動する実務執行機関に変化させるに近いものであったとした上で、その性格において党が許容するものではあり得なかった、と指摘する⁽⁴⁴⁾。

だが、「決派」のこのような方針転換を巡る問題は、それに止まるものでなかったと考えられる。「省無聯」の場合、彼等は「自らが再三宣揚したマルクス・レーニン主義の体系」を堅持するがゆえに、「コミューン」型秩序の実現へ向けた過程における前衛党の存在を不可欠なものとする姿勢を崩すことはなかった。同様に、その担い手としての自負を放棄することもなかったのである。それに対し、「決派」は当初は「省無聯」とほぼ同様の認識を有していたにも関わらず、「反復旧運動」の段階で何らの前触れもないままに突如、それを放棄したのである。のみならず、「決派」が「工代会による、革命委員会への監督」という方針を掲げたことは、「コミューン」の実現の前段階における革命委員会の打倒という自らの主張を事実上、反故にしたに等しいものであった。この段階で、新たな前衛党として「コミューン」の実現を目指すという、「決派」が自らに課した目標は消滅したといってよい。そして、その役割を前衛党として擬されていないと思われる工代会のものとして位置付けるに及

び、「決派」はレーニン主義的前衛党理論とは異なる方法論を選択したといえる。ここに、「省無聯」ですら念頭に置いていた前衛党という存在とその役割は、「決派」によって放棄されたのである。ここからは前衛党理論に対する「決派」のこだわりの無さ、あるいは一種のプラグマティズムとでもいうべき姿勢が垣間見られるであろう。それが当時、党によって「省無聯」の「極左思潮」とは異なる衝撃をもって受け止められたことは、湖北省革命委員会のある会議において、「決派」のこの動きが「常備軍の根絶」、「革命委員会への攻撃」という、「極左派」紅衛兵組織と「極左思潮」への批判に共通する内容に加え、「党の一元的指導を破壊するアナルコ＝サンジカリズム」という表現を用いて糾弾された事実からも、明らかである⁽⁴⁵⁾。「決派」をサンジカリストと見なす革命委員会の批判の妥当性については、ここでは取りあえず措くとして、この異例ともいえる内容からは、「決派」が結果的に前衛党理論そのものを放棄するという、共産党の指導体制を前提とした国家においては容認され得ない理論的な一線を越えたことへの、革命委員会の側からの困惑が見て取れるであろう。革命委員会にとって、前衛党の存在を否定するかの如き「決派」の論理は文革の方向性に深刻な影響を及ぼすのみならず、将来における共産党の存在そのものへの否定へ結びつきかねない点において、軽視できるものではなかったはずである。このように考えれば、「決派」が中央文革小組や革命委員会により「極左派」として批判されることは、不可避であったといえよう。

おわりに

本章で述べたように、「省無聯」と「決派」はともに、革命委員会の解体による「コミ

ューン」の実現を文革の最終目標として設定していた。その一方、前者が前衛党の指導の下で「群衆自身が群衆自身を教育する」「コミュニオン」を実現することを理想としたのに対して、後者がある時期から前衛党の役割を重視しなくなったように、方法論の相違が出現していた。そして、それが単に革命委員会への対応という戦術的レベルを超え、前衛党の存在意義そのものに関わるものとしての側面を帯びた時、「省無聯」的「極左思潮」と「決派」的「極左思潮」のあいだの相違はもはや明白であった。この点からみれば、一連の経緯は文革の展開と文革後の政治、社会秩序を巡る「極左派」内部の方向性の相違が、次第に明らかになっていく過程であった、といえるかもしれない。そして、それが現実の文革への対応を一義的な目的としたものから、一九四九年以降の中国の政治、社会秩序あるいは共産党の在り方を巡る思考の深化を伴うものへと変化するに及び、「極左派」紅衛兵の行動には、彼等自身が意識するしないに関わらず、社会主義の本質を巡る思想的営為という性格が加わることとなったのである。

しかし、「三結合」の革命委員会の成立を急ぐ毛沢東や中央文革小組にとって、革命委員会への抵抗はそれ自体が文革の進行に対する阻害要因でしかなく、二つの「極左思潮」の方向性の相違はそもそも、問題になり得なかった。同様に、「極左派」紅衛兵のあいだでの社会主義を巡る思想的営為は文革理念からの逸脱という事態を招き得るのみならず、それが拡大した場合、彼等のなかで毛沢東と文革への疑念を拡大しかねないものであった。この点において、「極左思潮」の存在は、それがたとえマルクス・レーニン主義の枠組みにおいて構築された理論であるとしても、毛沢東や中央文革小組にとって容認し得るものではなかった。こうして、「省無聯」と「決

派」は「極左派」として、そして彼等の言説は「反革命的」な「極左思潮」として、それぞれ批判されることとなったのである。

第3章 文化大革命初期の民間言説に見る「社会主義」認識について

—紅衛兵と上書者の言説の対比において—

はじめに

紅衛兵・造反派組織のうち、いわゆる「極左派」紅衛兵・造反派組織の言説に関して
は従来、第一に毛沢東らが文革当初に掲げた「コミューン」理念等が文革の展開過程に
おいて撤回された事に対する彼等の失望感と、その反動としての文革理念への原理主義的
ともいえるこだわり、第二に紅衛兵・造反派による思想的営為の結果として、彼等の間に
毛沢東思想を相対化する動きが出現した点に着目し、検討がなされてきた。宋永毅はその
結果として出現した各種の言説を、文革期の中国における「正統的」思想としての毛沢東
思想に対する「異端思潮」と位置付けている。反面、宋は毛沢東思想に批判的な要素を含
む言説を一律に「異端思潮」として分類し、「極左派」紅衛兵の思考と言説に関しても、
根本的に「マルクス・レーニン主義」「毛沢東思想」の枠から出ないものとする⁽¹⁾。同様
の議論は、徐友漁 [1997] 等にも見られる⁽²⁾。

これらの見方はこの二つの思想を同列のものとする前提の下で展開されているが、中国
にとっては「外来思想」である「マルクス・レーニン主義」と、「中国化」された「マル
クス・レーニン主義」としての「毛沢東思想」の間には、前者における「客観規律性」の
重視と、後者における「主観能動性」の重視に象徴されるように理論上の差異が存在して
いる事は、既に指摘されている通りである。この点に着目した場合、両者間に存在するこ
のような相違が、紅衛兵・造反派の「異端思潮」の形成過程にも何らかの影響を及ぼした

可能性が考慮されるべきと思われるが、実際には従来の研究においてこの点が意識されているとは言い難い。例えば、宋は紅衛兵が社会主義思想の原著の研鑽を通じて両者の相違を次第に認識するに至ったとの指摘は行っているが、この種の認識が奪権闘争の過程における彼等の言説に及ぼした影響に関しては検討していない⁽³⁾。印紅標 [2006] は、「極左派」紅衛兵・造反派が文革期のいわゆる「地下読書運動」の過程で、社会主義社会における特権階級存在を指摘したミロヴァン・ジラス (Milovan, Đilas. 1911-1995: ユーゴスラビア元副大統領) の著作や、西欧型民主主義の影響を受け始めたことを指摘している⁽⁴⁾。印の研究は、彼等が毛沢東思想以外の書籍への研鑽を通じ、独自の思想的営為を試みていた事実を明らかにしている点において、重要な示唆を提示している。反面、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の理論的相違が彼等の言説に及ぼした影響の有無に関しては、検討がなされているとは言い難い。

以上のように、従来研究ではマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の理論的相違が、紅衛兵・造反派の言説に何らかの影響を及ぼした可能性に関して、必ずしも十分に検討されていなかったのである。その要因としては、この問題に関する当事者の証言も含めて比較の対象となる資料が多いとは言い難く、彼等の思想的営為の実態を分析する事が困難であったことが指摘し得るであろう。

しかし、近年では文革発動 40 周年 (2006) と前後する形で、かつての紅衛兵・造反派組織の指導者や成員による回想録が多く出版された⁽⁵⁾。それらを通じ、文革期における彼等の思想的営為の過程、特に「異端思潮」の形成と彼等の読書経験の実態などが明らかになってきた。また、余習広 [2006] は文革期に個人ないし少数の人物が党・政府指導者

等に宛てた上書を収集している。その内容は、上書というイメージから想像される権力者への個人的訴えといったレベルに留まらず、マルクス・レーニン主義の基礎的理論に基づき、文革、毛沢東思想さらにはマルクス・レーニン主義に対する毛沢東の認識を批判するものが多く見られる⁽⁶⁾。これらの資料は、紅衛兵・造反派に加え、民間言説における社会主義思想への認識を分析する事が可能になるであろう。特に、文革期には既に同一のものとされていたマルクス・レーニン主義と毛沢東思想を巡る彼等の認識、あるいは彼等が「社会主義」に求めた理想を知る上で、有効な資料といえる。これらの点に着目するならば、「異端思潮」と紅衛兵・造反派の回想、上書に現れた社会主義に関する言説を分析することにより、従来画一的なイメージで捉えられがちであった文革当時の民間での社会主義認識に関して、その多様性を明らかにすることが可能になるとと思われる。しかし、このような試みはまだなされていないようである。

そこで本章では、紅衛兵・造反派および上書者が、「外来思想」としてのマルクス・レーニン主義と、「中国化」されたマルクス・レーニン主義としての「毛沢東思想」を必ずしも同一視していなかったとの前提に立ち、それが文革のみならず、1949年以降の政治、社会秩序の形成過程に対する彼等の評価、ひいては社会主義思想への認識に及ぼした影響を検討する。それにより、社会主義に関する彼等の認識が「異端思潮」を含む文革期の民間言説の形成にいかなる影響を及ぼしたかに関して、新たな知見を提示する事を本章の目的とする。なお、本章では紅衛兵、上書者の認識を検討するにあたっての便宜上、前者を「マルクス・レーニン主義」、後者を「毛沢東思想」と呼ぶこととする。

ところで、「異端思潮」に象徴される毛沢東への批判的な言説の出現に関しては従来、文革の長期化と、文革の現実に対する紅衛兵・造反派の失望感の拡大との関連から検討がなされることが、一般的であった⁽⁷⁾。換言すれば、文革以前との連続性は検討の対象とはされてこなかったのである。しかし、後述するように、この種の意識は当事者が文革への疑念を抱いた段階で形成され得るものだったはずである。換言すれば、文革に対する批判的意識や言説は文革の長期化とは関わりなく、どの段階においても出現し得るものだったと考えられるのである。そこで本章ではこの点について、文革以前の段階における思想的潮流との連続性にも着目しながら、考察を進める。

続けて、本章で検討対象とする資料の性格に関して確認しておきたい。紅衛兵・造反派の言説は、「大字報」等により流布される事が一般的であった。それにより、彼等の言説は不特定多数の読者に公開されることとなった。当時の政治、社会状況を考慮すれば、この種の媒体において政治的危険や読者の警戒を招く表現を用いることは、著しく困難であったと思われる。特に、その発表者が社会における支持者の獲得を目的としてこの種の言説を公表する場合、それと異なる結果をもたらし得る語彙や論理の使用は、慎重に回避する必要があったと考えられる。それに対し、上書はその性格上、「私信」の形を取るのが一般的であり、形式上は不特定多数の対象への公表や受取人以外の開封を前提としない。無論、文革期の政治、社会状況を考慮した場合、このような条件がそのまま機能する可能性は低かったであろう。しかし、敢えて一般論としての私信の性格を利用した場合、差出人は自らの書簡が第三者の目に触れる可能性を形式上無視する一方、現実には検閲がなされる事を十分に想定した上で、敢えて自らの見解を受取人以外の第三者に伝えるという方法

も、選択し得たと考えられる。文書の形式を巡るこの種の相違は、それぞれの言説に異なる特質を付与したのであろうか。この点も踏まえ、「大字報」等の形式をとって公表された紅衛兵、造反派の「異端思潮」と、上書における言説を比較することとする。

I 文革以前の社会主義思想を巡る動向

1950年代以降から文革に至るまでの十年間は反右派闘争（1957）、大躍進（1958）さらに中ソ両共産党の対立等の内外の情勢を背景として、「主観能動性」の強調に象徴される毛沢東独特のマルクス主義理解が国家建設に反映された時代と位置付ける事ができる。このような状況のなかで、社会主義理論に関わる議論は次第に、毛沢東の社会主義理解と相容れない理論に対する批判へとその性格を変えていくのである。哲学分野において1950年代末から60年代初頭に展開された、「思惟と存在の同一性」や「二を合わせて一とする（合二為一）」という楊献珍の議論に対する批判は、その端的な例であった。このうち、前者が批判対象とされた背景には、この問題に関する楊の議論が当時の中国における唯意志論、すなわち個人の意志や精神力を重視する観点への批判を含んでいた点にあったという⁽⁸⁾。唯意志論がその性格において、毛沢東の「主観能動性」と同一の性格を有するものであるのに対し、楊の議論はマルクス・レーニン主義理論の基礎としての「客観規律性」を基盤としたものであったといえる。それにも関わらず後者が批判対象とされた事実、マルクス・レーニン主義に基づく議論であっても毛沢東の意に沿わない場合、その存在自体が許容されない状況が既に1950年代末には存在していたことを示している。ま

た、馮定（北京大学教授・哲学者）の共産主義的人生観に関する著作も、「個人の作用の誇張」「指導者の神格化」を批判した記述が原因で批判の対象とされた⁽⁹⁾。この内容もマルクス主義に立脚したものであったが、「成都会議」（1958）で毛沢東が「正しい個人崇拜」の必要性を主張した状況を鑑みれば、このような議論が容認される可能性は極めて低かったといえる⁽¹⁰⁾。

経済理論に関しても、マルクス主義経済学者であった孫冶方が社会主義経済の発展の鍵として提起した、計画経済における価値規律の重視、経済管理面での利潤指標の位置付けの向上等の提言が「修正主義的観点」とされ、孫自身も「中国最大の修正主義者」として非難された⁽¹¹⁾。これは本来、生産関係と生産力の発展における客観規律性の重視という、マルクス主義経済学の標準的理解を前提になされた議論であったが、それが毛沢東の意図と対立した時、この種の議論を展開することは事実上のタブーとなったのである。

しかし、マルクス主義に基づく議論が著しく困難になったことと、それに対する潜在的な反発の消滅は当然、同義ではあり得ない。この状況は逆に、毛の理論に対する哲学的観点からの疑問を水面下で拡大させる要因にすらなり得たであろう。特に、毛沢東独特のマルクス主義理解とその実践が政治・社会秩序全体に深刻な混乱を生じさせた場合、この種の疑問は一気に表面化する可能性を有していたといえる。

II 文革期の民間言説にみる「社会主義」

1) 紅衛兵における思想的営為

1966年5月16日、「中国共産党中央委員会通知」（「五・一六通知」）の発表により文革が正式に発動されると、毛沢東思想は「帝国主義が全面的な崩壊にむかい社会主義が全世界的な勝利にむかう時代のマルクス・レーニン主義」と位置付けられるに至った⁽¹²⁾。しかしその一方、民間ではそれとは逆にマルクス・レーニン主義に対する研鑽を通じ、毛沢東思想を相対化する試みも、水面下で出現し始めていた。文革期全体を通じて見た場合、その一因となったのは紅衛兵運動の長期化に伴う一種の厭戦的雰囲気拡大であった⁽¹³⁾。加えて、文革発動直後から1967年初めまで続いた紅衛兵の「経験交流」や、1968年末以降の農村地域への「上山下郷」の過程で、紅衛兵が中国の現実の隔たりを目の当たりにしたことは、彼等の間に文革及び毛沢東さらには毛沢東思想に対する失望感や疑念を生じさせた。それが、マルクス主義の原典及び関連文献の研鑽へと繋がっていくのである⁽¹⁴⁾。当時、この試みは毛沢東思想に疑念を示すに等しい行為とされ、憚られる雰囲気が存在していた⁽¹⁵⁾。それにも関わらず、現実にはこの種の動きが着実に広がりつつあった。

ところで、先にも指摘したように、このような動きは必ずしも文革の長期化のみに起因する必要はなく、彼等がそれぞれの場で上述の状況に直面した時点で、どの段階においても出現し得るものだったはずである。紅衛兵組織の発祥地であった北京清華大学附属中学に在籍し、中国最初の紅衛兵組織の成員でもあった宋伯林の事例は、その端的な例といえるであろう。同校の紅衛兵組織は当初、「紅五類」（幹部・軍人・革命烈士・貧農・下層中農出身者）によって結成され、1966年夏からは毛沢東及び中央文革小組の支持を受けるに至った。しかし、同年秋に中央文革小組主導の「ブルジョワ反動路線」批判が本格化し、既存の党・政府幹部が打倒の対象とされるに及び、同校紅衛兵組織と中央文革小組と

の関係は急速に悪化始めた。宋自身も当初は「紅五類」出身者の立場から熱心に運動に参加していたものの、毛沢東が北京で初めて紅衛兵に接見して一ヶ月にも満たない同年九月頃の段階には何らかの理由で文革に対する情熱を失い、早くも文革との関わりを絶っている。その直後から、宋はマルクス・レーニン主義の原著も含めた、読書による研鑽に没頭し始めるのである。その結果として宋が文革自体を相対化し得る心境に達した事は、彼の日記から次第に文革に関する記述が減り、それと反比例する形で各分野を網羅する読書メモが増え始めたことや、「五・一六通知」の発表と毛沢東による初めての紅衛兵への接見という、文革の展開において重要な意味を持つはずの日からそれぞれ一年後の1967年5月16日と8月18日の日記が、この二つの日を特別な日と位置付けるどころか、単なる日常生活のメモ程度に留まっている事実からも明らかである⁽¹⁶⁾。宋にとってこの二つの日にはや特別な意味を持つものではなく、記憶にすら残らないほどの位置付けになっていたのである。あるいは、この日を特別な日として記すことを意図的に回避した可能性もあり得るが、いずれにせよ、この事実からは文革に対する宋の意識を窺い知ることができるであろう。

同様の心境の変化は、宋の友人であった駱小海も経験している。駱の場合、その背景には「ブルジョワ反動路線」批判の展開に伴う清華附属中学紅衛兵と中央文革小組の対立が関係していた。一連の過程で中央文革小組に不信感を募らせた駱は、読書や友人との対話を通じ文革の性格や社会主義に対する探究を深め始めたという。その結果として駱が到達した認識は、「文革は皇権制度へ向かう政変であり、国家と人民に対する災難であり、文化を破壊する災難」である、というものであった⁽¹⁷⁾。ここからは、駱が現実への不信感と

それに起因する独自の思考の結果として、文革に否定的な意識を有するに至ったことが伺えるであろう。それに対し、宋伯林の日記からは同様のものは読み取れないが、彼自身の行動に着目した場合、駱と同様の意識が文革後一ヶ月という極めて早い段階で形成されていた可能性は、十分に想定し得る。

文革を巡るこのような心境の変化は「紅五類」出身者のみならず、それとは立場を異にする「造反派」紅衛兵にも見られた。宋や駱らと立場を異にする造反派紅衛兵組織の成員であった華新民の経験は、その典型的な例といえるであろう。華は上述の「ブルジョワ反動路線」批判の提起とその後の文革の展開に、「十六条」等で提起された「パリ・コミュニケーション」型秩序実現の可能性を見出した。華にとってそれは、群衆が幹部の任免に関与することにより、幹部の制度的特権の解消を可能にする等の点において、既存の社会主義制度全体の革新を具体化し得るものであった。華はここに、文革によって既存の政治、社会に対する変革を実現されることへの希望を見出した。しかし、中央文革小組が提起した「ブルジョワ反動路線」批判が幹部への批判を掲げつつも、一方では中央文革小組に対する批判が処罰の対象とされる現実に直面した時、華は文革に対する懐疑を抱き始めた。そして華は駱小海や宋伯林と同様、マルクス・レーニン主義の原著を含めた社会主義思想に対する研鑽を深め始めた。その結果として華が導き出した結論は、毛沢東が文革を発動した意図は「特権階級への反対ではなく、群衆を利用した自身の政治的目的の達成」にある、というものであった⁽¹⁸⁾。以上の事例からは、異なる立場にあった紅衛兵が既に文革の初期段階において、何らかの理由で文革の理想と現実の相違に直面し失望感を強め、それを契機

としてマルクス・レーニン主義と毛沢東思想の研鑽に没頭し、最終的には前者に依拠し毛沢東思想に反対する立場に立った事実が明らかになるであろう。

加えて、紅衛兵・造反派におけるこの種の認識の形成にはマルクス・レーニン主義の原典と同時に、社会主義に関わるそれ以外の著作も影響を与えた。駱小海と華新民は、前出のミロヴァン・ジラスの著作である『新しい階級』が、彼等の思想的変化に多大な影響を及ぼした事実に言及している。彼等にとって、ジラスが言及した革命後の社会主義国家における新たな特権階級の出現という現象に象徴される制度的不平等の存在は、自らが目にしている不条理な現実そのものであった⁽¹⁹⁾。紅衛兵・造反派はこのような状況を背景としてジラスの著作に触れることにより、自身にとっての「社会主義」への認識と文革の理想を、「平等」という観念と密接に結びつけるかたちで深化させたのである。ここに、「平等」の追求が駱小海や華新民等に象徴される一部の紅衛兵における「社会主義」、そして文革によって実現されるべき政治、社会秩序のイメージとして、出現するのである。それは論理的帰結として、その対極にあると考えられた毛沢東思想及びそれに基づく既存の政治社会秩序の形成過程を、本質的に政治・社会秩序における「平等」を実現し得ず、かつ文革も毛の個人的権力強化を意図したものに過ぎないとする見方に結びつくのである。彼等はここに、「マルクス・レーニン主義の最高峰」としての毛沢東思想と、それに基づく価値観が社会における「常識」とされていた当時の思想状況に対して、自身の独立した思考によって向き合うに至ったといえよう。

2) 「上書者」の場合